

令和6年12月10日

第6回 日南町議会定例会議案

日 南 町

議案第87号

鳥取県町村総合事務組合の共同処理事務の追加及び同組合同規約を改正する協議について

次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、鳥取県町村総合事務組合の共同処理する事務を追加し、同組合同規約の一部を改正する協議を行うことについて、同法第290条の規定により本議会の議決を求める。

令和6年12月10日提出

日南町長 中村 英明

- 1 鳥取県町村総合事務組合の共同処理する事務の追加
共同処理する事務として、次の事務を加える。

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）第2条に規定する学校医等の公務上の災害に対する補償に関する事務

- 2 鳥取県町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約
別添のとおり

(別添)

鳥取県町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約

鳥取県町村総合事務組合同規約（平成29年鳥取県町村総合事務組合同告示第1号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表第2（第3条関係）		別表第2（第3条関係）	
共同処理する事務	組合町村	共同処理する事務	組合町村
1～5（省略）	（省略）	1～5（省略）	（省略）
<u>6 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）第2条に規定する学校医等の公務上の災害に対する補償に関する事務</u>	岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町		

備考 改正部分は下線の部分及び太枠で囲われた部分である。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

議案第88号

公の施設に係る指定管理者の指定について（日南町介護福祉センターあかねの郷及び日南町認知症高齢者グループホームあさひの郷）

次のとおり、公の施設に係る指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年12月10日提出

日南町長 中村 英明

公の施設に係る指定管理者の指定

1. 指定管理者の名称及び住所

社会福祉法人 日南福祉会

日南町下石見2315番地

2. 管理に係る施設の名称及び所在地

日南町介護福祉センターあかねの郷

日南町下石見2315番地

日南町認知症高齢者グループホームあさひの郷

日南町生山397番地1

3. 管理に係る期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

4. 管理業務の範囲

① あかねの郷の利用及び維持管理

② グループホームあさひの郷の利用及び維持管理

③ ①及び②のほか施設の運営に関する業務のうち、町長が必要と認める業務

日南町介護福祉センターの設置及び管理に関する条例(平成17年日南町条例第2号)並びに日南町認知症高齢者グループホームの設置及び管理に関する条例(平成22年日南町条例第12号)（以下「各施設の設置管理条例」という。）による。

④ 利用料金（介護報酬等）の収受

5. 利用料金に関する事項

各施設の設置管理条例第7条第3項の規定に基づき、利用料金は指定管理者が収入として収受する。



様式第1号(第4条関係)

町長

副町長

総務課長

主管課長

センター長

室長

主任

台



指定管理者指定申請書

令和6年11月22日

日南町長 中村英明 様

申請者

所在地 鳥取県日野郡日南町下石見2315番地

団体名 社会福祉法人日南福祉会

代表者氏名 理事長 坪倉孔喜

連絡先(電話) 0859-83-0842



日南町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条の規定による指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1. 指定管理者の指定を受けようとする施設の名称

- ・日南町介護福祉センターあかねの郷
- ・日南町認知症高齢者グループホームあさひの郷

添付書類

- 1 公の施設の事業計画書
- 2 管理に係る収支計画書
- 3 経営状況を説明する書類
- 4 申請資格を有していることを証する書類
- 5 その他町長が必要とする書類

参考様式（第4条第1号関係）

「日南町公の施設」の管理に関する事業計画書				
			申請年月日	令和6年11月22日
団体名	社会福祉法人日南福祉会			
代表者名	理事長 坪倉孔喜	設立年月日	平成16年5月12日	
団体所在地	鳥取県日野郡日南町下石見2315番地			
電話番号	0859-83-0842	FAX番号	0859-83-0846	
E-mail	info-akane@n-akane.jp			
現在運営している類似施設名	所在地	主な業務内容	運営開始年月日	
日南町 介護福祉センターあかねの郷	日南町下石見 2315	特別養護老人ホーム等指定管理運営	開始	平成17年4月1日
			終了	
日南町認知症高齢者グループホームあさひの郷	日南町生山 397-1	認知症対応型老人共同生活援助事業等指定管理運営	開始	平成23年4月1日
			終了	
事業計画（別紙可）				
【管理運営を行うに当たっての経営方針について】				
1. 目的				
<ul style="list-style-type: none"> 多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とし、日南町の福祉施策を踏まえ、地域の実態を考慮した社会福祉事業を行う。 				
2. 当面の管理運営について				
<ul style="list-style-type: none"> ICT、介護ロボット等の導入、活用によるサービスの質の向上や業務分担、効率化の推進により生産性の向上を図り、社会福祉法人として既存事業の継続、改革並びに地域ニーズにおける課題解決に取り組む体制づくりを進め、「人材確保並びに働きやすい職場環境づくりの推進」、「医療機関との連携強化及び地域ニーズへの対応」、「災害等を踏まえた事業継続体制の強化」について重点的に取り組み、管理運営を行う。 				
【安全・安心面からの運営の具体策など特徴的な取組について】				
<ul style="list-style-type: none"> 職員の資質向上を図り、より質の高いサービス提供を目指す。 事例、苦情等の検証を怠ることなく、安全と安心のケアを提供する。 防災計画に基づく火災、土砂災害等の避難訓練を定期的を実施し、危機管理意識を高める。 損害賠償責任保険への加入、並びに日頃からのリスクマネジメントの積み重ねにより万一の事故等に備える。 				

【施設の管理について】

1. 職員の配置（指揮命令系統が分かる組織図を含む）

別紙、組織図及び組織・職員配置図のとおり

2. 職員の研修計画

初任者、中堅、管理職等の階層、並びに職種に応じた研修を計画的に実施し、人材育成を行い質の高いサービス提供に向けて研鑽する。また、介護福祉士実務者研修及び介護職員初任者研修体制により、法人内で介護福祉士の資格取得できるよう取り組む。

さらに、人権問題、法令遵守に係る職員教育に積極的に取り組む。

3. 経理

「社会福祉法人会計基準」及びこれに準拠した「社会福祉法人日南福祉会経理規程」に基づき、透明性のある経理処理を行い、経営に資する。

【施設の運営について】

1. 年間の自主事業計画（別紙に記入のこと）

別紙のとおり

2. サービスを向上させるための方策

- ・利用される方及びその家族の方の理解が得られるよう、説明責任を果たす。
- ・研修派遣、研修受け入れ等により、多角的視点でのサービス検証に努める。
- ・サービス情報の公表、外部評価等の制度を利用し、客観的評価を受ける。
- ・介護保険制度、事業環境変化の情報収集を速やかに行い、適応したサービス提供に努める。

3. 利用者等の要望の把握及び実施案

- ・利用される方との対話やアンケート調査による意向の把握
- ・介護支援専門員からの聴取
- ・意見箱等の設置
- ・苦情解決・接遇改善委員会及び苦情解決第三者委員会の開催
- ・家族との交流、対話
- ・上記による意見、要望について検討し、その改善に努める。

4. 利用者のトラブルの未然防止と対処方法

- ・サービスの利用にあたって、契約書並びに重要事項の内容について丁寧な説明を行い、責任を果たす。
- ・苦情、相談の受付並びに管理体制について、その機能を内外に周知する。
- ・関連研修の実施により、職員の危機管理意識の高揚を図る。

5. その他（地域との連携、他施設との連携）

- ・日南町が実施している地域ケア会議及び在宅支援会議へ積極的に参加する。
- ・保健、医療、福祉連携へ参画、他施設と交流により、相互の向上に努める。
- ・協力病院等との連携を密にし、地域生活における自立支援を推進する。
- ・地域との交流を重視し、積極的に介護情報の提供、ボランティア受け入れ等を行う。
- ・介護者の集いや介護予防事業を担い、地域福祉の充実に努める。

【個人情報の保護の措置について】

個人情報保護規程を設けるとともに、個人情報保護方針を周知することにより個人情報の適切な取扱に期する。

【緊急事態について】

1. 防災・防犯時の対応について

- ・法人、事業所毎に定めた防災計画及びBCP(事業継続計画)に基づき対応する。
- ・各事業所において、年2回の避難訓練を実施する。また日南町総合防災訓練に参加し、危機管理意識の高揚に努める。
- ・警察への通報など関係機関への連絡、報告を行う。

2. その他緊急時の対応

- ・日南町をはじめ関係機関への通報、報告を行う。
- ・利用者急変等の場合は、病院、家族への連絡等必要な措置を講じる。

【団体の理念について】

1. 団体の経営方針等

○法人理念

「今日のやすらぎ 明日のあんしん ～やさしく ゆったり よりそって～」

○経営方針

- ・健全経営
- ・「まごころのサービス」
- ・職員の自己実現

○運営方針

- ・日南町地域包括ケアを推進する
- ・高齢者の尊厳を支えるケアの確立
- ・施設介護と在宅介護の連携
- ・新しい形の保健・医療・福祉の位置づけの展開
- ・人材育成、人事考課、組織改革、研修の推進
- ・地域の要望への実現追求
- ・ご利用いただく方に満足してもらえ、職員が喜びを感じる職場に
- ・地域との関わり合いの重視
- ・いつも清潔で明るい職場

2. 指定管理者の指定を申請した理由

19年に渡る事業運営を踏まえて、事例、ノウハウを生かしたより良いサービスを提供し、地域から求められる福祉の探求と事業継続の実現に向けて取り組みたい。

3. 施設の現状に対する考え方及び将来展望

- ・厳しい経営環境に鑑み、持続的な経営を目指し経営改善に努める。
- ・設備等を順次更新、入れ替えしてもらっているが、老朽化等による不具合について、定期的な保守、点検により、極力継続利用できるように努める。
- ・福祉人材不足の現状ではあるが、働きやすい職場環境、魅力ある職場づくりの取組みを実践していく。また今後、外国人材の採用、実習生の受入れを目的として、町からの支援を含めて研修宿泊棟の建設を行う。
- ・事業体制に係る人材不足を鑑み、事業体制の見直し、従来の介護方法をICT、介護ロボット等を活用して職員の負担軽減を図っていく。
- ・将来的な人口減少、高齢者の状況(人口、介護度他)を注視しながら今後の事業計画を検討する。

その他特記すべき事項があれば記入してください。

自主事業計画書（令和7年度）

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
福祉有償運送事業	地域支援事業（主として通院送迎）と位置づけ、利用者ニーズに応じた利用の促進を図る。	事前登録制で、ニーズに応じ、その都度実施

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
事業所内保育事業	ワークライフバランスに寄与することを目的として、法人職員、町内企業職員や地域の子育て支援に取り組む。	土曜日、祝祭日実施 ※利用が集中した場合は応相談

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
介護職員初任者研修事業	介護員として必要な知識及び技能を習得し、介護員として地域福祉の担い手となり貢献し得る人材を育成する。	基本、毎年5月から翌年3月までの間、指定した日に実施

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
介護福祉士実務者研修事業	介護福祉士試験の受験資格を得る研修を行い、介護福祉士として必要な知識及び技能の習得をし、介護専門職として地域福祉の担い手となり貢献し得る人材を育成する。	基本、毎年6月から翌年11月までの間、指定した日に実施

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
有料老人ホーム事業	日南町内及び町内出身の高齢者で、独居あるいは退院後の自宅での生活に不安や支障がある方等に生活の場を提供（一時的な場合を含む）して支援する。	19床 年間を通じて実施

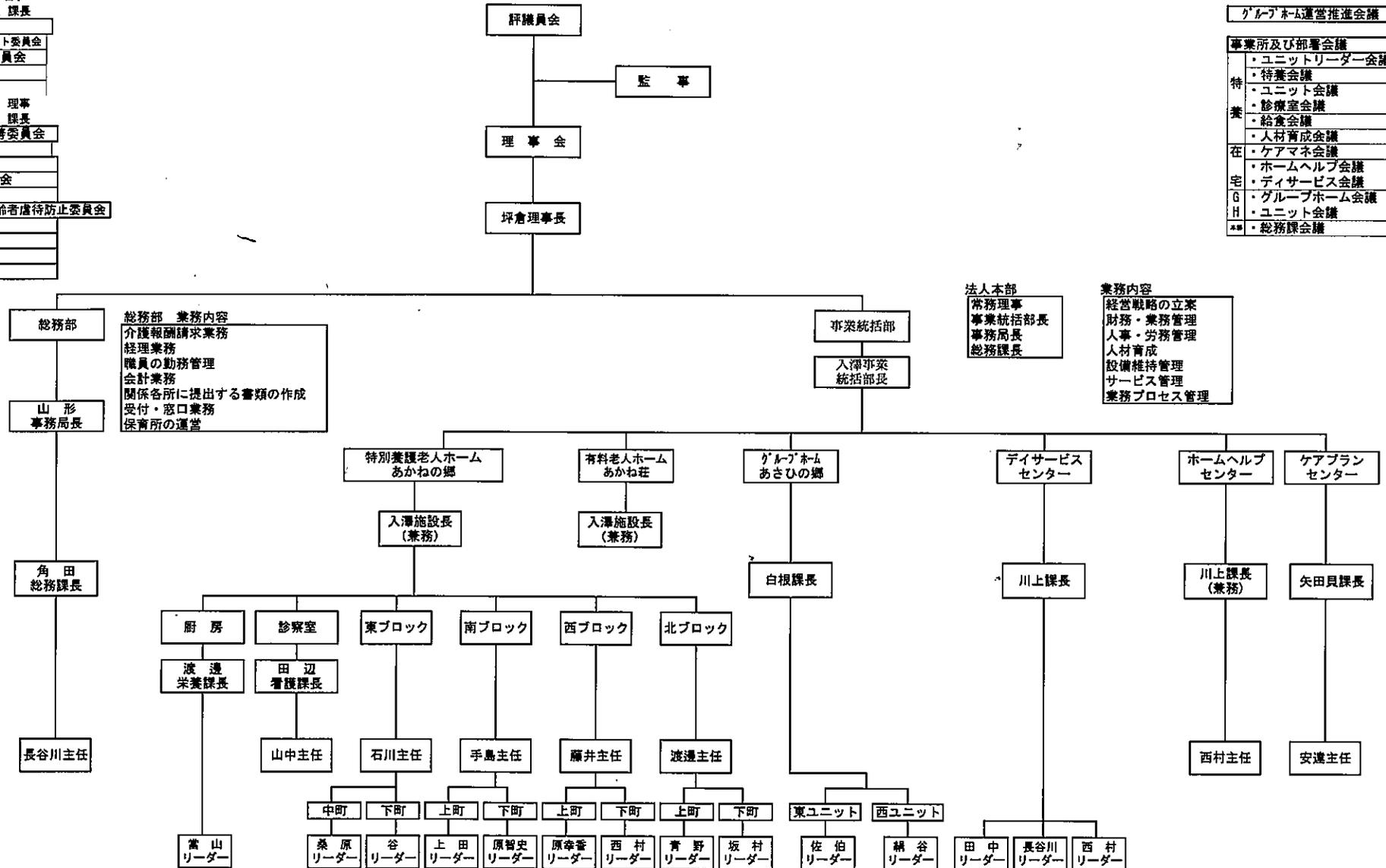
社会福祉法人 日南福社会組織図 (令和6年11月1日現在)

- 管理会議
 - ★理事長・常務理事・理事
 - 事務局長、施設長、課長
- 運営会議
 - ・リスクマネジメント委員会
 - ・個人情報管理委員会
 - ・防災会議
 - ・人材育成と研修
- 理事、常務理事、理事
- 事務局長、施設長、課長
- 苦情解決・接遇改善委員会
 - ・第三者委員会
- 安全衛生委員会
- 人事考課運営委員会
- 感染症対策委員会
- 身体拘束廃止・高齢者虐待防止委員会
- 安全委員会
- 研修委員会
- BCP委員会
- 生産性向上委員会

入居選考委員会(特養・GH)

グループホーム運営推進会議

- 事業所及び部署会議
 - ・ユニットリーダー会議
 - ・特養会議
 - ・ユニット会議
 - ・診療室会議
 - ・給食会議
 - ・人材育成会議
 - ・ケアマネ会議
 - ・ホームヘルプ会議
 - ・ディサービス会議
 - ・グループホーム会議
 - ・ユニット会議
 - ・総務課会議



現在事項全部証明書

鳥取県日野郡日南町下石見2315番地
社会福祉法人日南福祉会

会社法人等番号	2700-05-003862	
名称	社会福祉法人日南福祉会	
主たる事務所	鳥取県日野郡日南町下石見2315番地	
法人成立の年月日	平成16年5月12日	
目的等	<p>1、この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。</p> <p>(1) 第一種社会福祉事業 (イ) 特別養護老人ホーム（あかねの郷）の経営</p> <p>(2) 第二種社会福祉事業 (イ) 老人デイサービス事業（あかねの郷、虹の郷）の経営 (ロ) 老人短期入所事業（あかねの郷）の経営 (ハ) 老人居宅介護等事業（訪問介護）の経営 (ニ) 障害福祉サービス事業（にちなん、あかねの郷）の経営 (ホ) 認知症対応型老人共同生活援助事業（虹の郷）の経営 (ヘ) 認知症対応型老人共同生活援助事業（あさひの郷）の経営</p> <p>2、この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援すること等を目的として、次の事業を行う。</p> <p>(1) 居宅介護支援事業 (2) 事業所内保育事業 (3) 介護職員初任者研修事業 (4) 介護福祉士実務者研修事業 (5) 福祉有償運送事業</p> <p>3、この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。</p> <p>(1) この法人が所有する次の土地を賃貸の用に供する事業 (イ) 鳥取県日野郡日南町生山字塚ノ向506番11 宅地86.24平方メートル (ロ) 鳥取県日野郡日南町生山字塚ノ向511番18 宅地13.74平方メートル</p> <p>(2) 高齢者生活支援に関する事業 令和 3年 4月 7日変更 令和 3年 4月13日登記</p>	
役員に関する事項	鳥取県米子市道笑町三丁目83番地9 理事長 坪倉 孔喜	令和 5年 6月22日重任 令和 5年 6月29日登記
資産の総額	金2億8557万9352円 令和 6年 3月31日変更	令和 6年 6月26日登記

鳥取県日野郡日南町下石見2315番地
社会福祉法人日南福社会



人pooC

これは登記簿に記録されている現に効力を有する事項の全部であることを証明
した書面である。

令和 6年10月 9日
鳥取地方法務局
登記官

廣 兼 昌 久



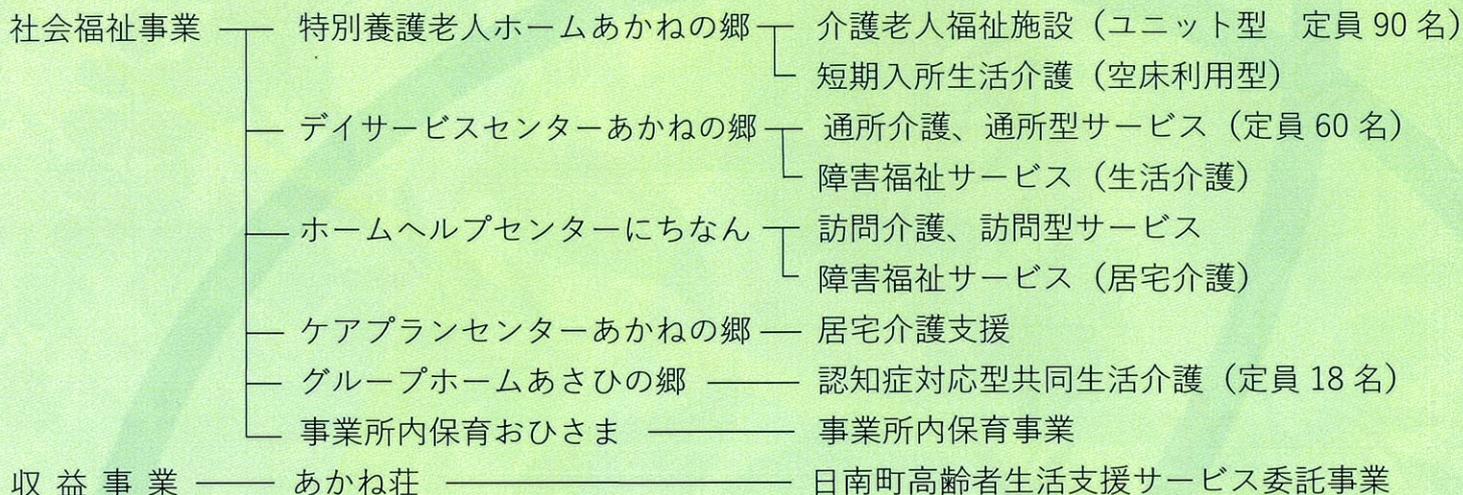
今日のやすらぎ 明日のあんしん

やさしく ゆったり よりそって

私たちの誓い

- 私たちは、どのようなときもご利用者様を中心に考え、「暮らし・生活」を大切にすることを第一に心から満足していただける生活支援を提供いたします。
- 私たちは、ご利用者様の尊厳を保つため、個人の意思を尊重し十分な説明と同意のもと、自立した生活を営んでいただけるよう、寄り添う介護を実践いたします。
- 私たちは、日々の努力と積極的な研修参加により、ご利用者様とご家族様に、安心かつ安全なサービスと清潔で心地よい生活空間を提供いたします。
- 私たちは、地域福祉の担い手であることを自負し、地域の皆様に親しまれる明るく開かれた施設運営を行います。
- 私たちは、最良のサービスと健全な経営を両立するため、誠意をもって創意工夫いたします。

事業概要



施設のご案内

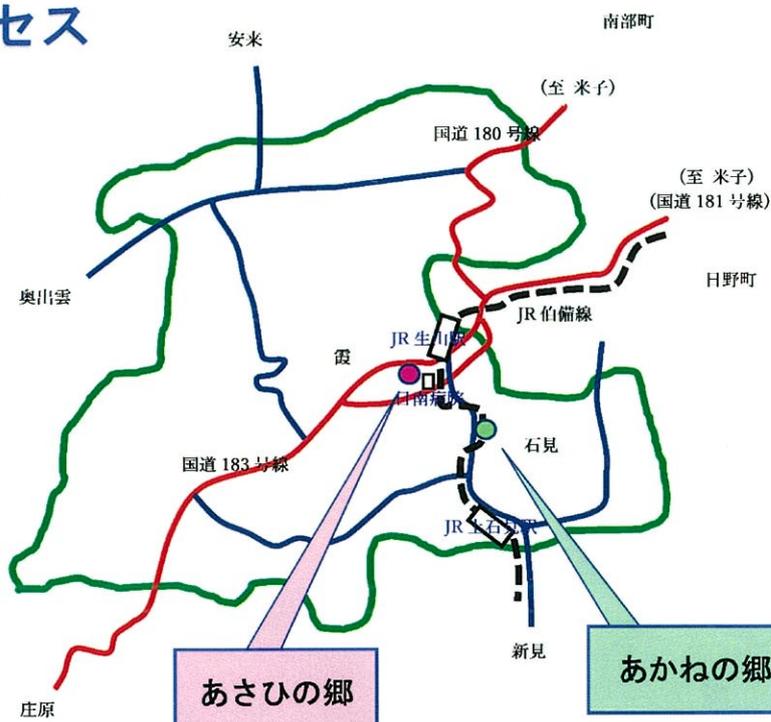


法人本部
特別養護老人ホームあかねの郷
ケアプランセンターあかねの郷
TEL：0859-83-0842
FAX：0859-83-0846
デイサービスセンターあかねの郷
TEL：0859-83-0843
FAX：0859-83-0846
ホームヘルプセンターにちなん
TEL：0859-83-0850
FAX：0859-83-0846
〒689-5665
鳥取県日野郡日南町下石見 2315 番地



グループホームあさひの郷
TEL：0859-77-3002
FAX：0859-77-3003
〒689-5211
鳥取県日野郡日南町生山 397 番地 1

アクセス



納税義務がない旨の申立書

令和6年11月22日

日南町長 中村英明 様

申請者

所在地 日野郡日南町下石見2315番地

団体名 社会福祉法人日南福社会

代表者氏名 理事長 坪倉孔喜
連絡先(電話) 0859-83-0842



日南町介護福祉センター及び日南町認知症高齢者グループホームの指定管理者募集要項に基づく納税証明については、当団体は納税義務がない旨その理由を記して申し立てます。

記

1 納税義務がない理由

令和5年度は、申告すべき課税所得がないため

(様式2)

誓約書

日南町介護福祉センター及び日南町認知症高齢者グループホームの指定管理候補者指定申請に関して、下記のとおり誓約します。

記

1. 弊社は、本件公の施設の指定管理候補者指定申請資格確認に係るすべての事項および提出した資料の内容について、事実と相違ないことを誓約するとともに指定管理候補者となったときは、貴町の指示により速やかに契約書を取り交わし、契約内容を誠実に履行することを誓約します。
2. 弊社は、過去国又は地方公共団体との入札・契約において不正な行為や不誠実な行為は行っていないことを誓約します。

令和6年11月22日

日南町長 中村 英明 様

商号又は名称 社会福祉法人日南福祉会

住 所 鳥取県日野郡日南町下石見 2315 番地

代表者氏名 理事長 坪倉孔喜



議案第89号

公の施設に係る指定管理者の指定について(日南町農林業担い手研修施設イチイ荘及び日南町山村広場)

次のとおり、公の施設に係る指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年12月10日提出

日南町長 中村 英明

公の施設に係る指定管理者の指定

1. 指定管理者の名称及び住所

キュービック 代表 矢田貝 ひろみ

日南町中石見407番地

2. 管理に係る施設の名称及び所在地

日南町農林業担い手研修施設イチイ荘及び山村広場

日南町霞615番地

3. 管理に係る期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

4. 管理業務の範囲

- ① イチイ荘及び山村広場の利用に関する業務
- ② 施設及び設備の維持管理に関する業務
- ③ 施設の運営に関する業務のうち町長が必要と認める業務

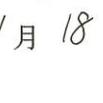
5. 使用料に関する事項

日南町農林業担い手研修施設の設置及び管理に関する条例(昭和55年条例第17号)第7条の規定に基づき、使用料は指定管理者が収入として収受する。



町 長
指 定 管 理 者 指 定 申 請 書
専 門 員
総 務 課 長
主 管 課 長

室 長
主 査
台 長



令和 6 年 11 月 18 日

日南町長 中村 英明 様

申請者

所 在 地 鳥取県日野郡日南町中石見 407

団 体 名 キュービック

代表者氏名 矢田貝ひろみ

連絡先（電話） 090-5374-6836



日南町公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例第3条の規定による指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1. 指定管理者の指定を受けようとする施設の名称

「日南町農林業担い手研修施設イチイ荘及び日南町山村広場」

添付書類

- 1 公の施設の事業計画書…参考様式
- 2 管理に係る収支計画書…参考様式
- 3 経営状況を説明する書類
- 4 申請資格を有していることを証する書類
- 5 その他町長が必要とする書類



納税義務がない旨の申立書
町長 専任 総務課長 主管課長 室長 玉香 台
令和7年11月8日

日南町長 中村 英明 様

申請者

所在地 鳥取県日野郡日南町中石見 407

団体名 キュービック

代表者氏名 矢田貝ひろみ

連絡先(電話) 090-5374-6836



日南町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則第4条第4号エの規定に基づく納税証明については、当団体は納税義務がない旨その理由を記して申し立てます。

記

税義務がない理由

任意団体のため納税の義務はありません。

参考様式

「日南町農林業担い手研修施設イチイ荘及び日南町山村広場」の管理に関する事業計画書				
申請年月日 令和 6年 11月 18日				
団体名	キュービック			
代表者名	矢田貝ひろみ	設立年月日	平成 27年 6月 1日	
団体所在地	鳥取県日野郡日南町中石見 407			
電話番号	090-5374-6836	FAX番号		
E-mail				
	所在地	主な業務内容	運営開始年月日	
イチイ荘	鳥取県日野郡日南町霞 615	宿泊施設、パン製造販売	開始	平成 28年 6月 1日
			終了	
			開始	
			終了	
事業計画（別紙可）				
<p>注）募集要項「6. 指定管理者選定における審査基準」を十分に理解した上で記載してください。</p> <p>1. 指定管理者の指定を申請した理由について</p> <p>（1）指定管理者指定に申請した理由について簡潔に記述してください。</p> <p>過去3回指定管理に認定していただきました。</p> <p>コロナ禍も長引き大変でしたが、引き続き地元のお客様の協力によりカツサンド販売、焼き肉等でのレストラン利用も増加し、宿泊者も少しずつ増えつつあり現在にいたってます。</p> <p>リピーターのお客様の温かいお言葉、そして最近では負担が減るようとアドバイスを下さったりと、とても勇気づけられ励みになっております。</p> <p>そうした中でもう少し続けてみようかと思ひ申請しました。</p> <p>今後は補助の方にも少しずつ客室清掃、レストラン準備の補助もしていただきながらも一度チャレンジしてみようと思ひます。</p> <p>2. 申請団体について</p> <p>（1）貴団体の活動目的や活動実績について記述してください。</p> <p>※本件への申請のために設立した団体の場合は、構成員の活動実績について特筆すべきことがあれば記述してください。</p> <p style="text-align: center;">キュービック 代表 矢田貝ひろみ</p> <p>経営基盤の強化を図るとともに、皆様から信頼される団体を目指します。</p>				

4. 宿泊サービスの向上と宿泊者数の増加について

(1) 宿泊サービスの質の向上と宿泊者数の増加について、どのような方法で達成するか具体的に記述してください。

今まで通りインターネット予約を利用していく予定です。

Google を活用し順路説明、来客への PR 等を考えていて商工会の方に指導していただく予定です。

公式サイト の提案もしていただいていますので、検討中です。

自然に囲まれ環境に恵まれた施設という事でお客様にも喜んでいただいておりますので、快適に過ごしていただけるようお客様の満足度の向上を目指します。

5. 施設の管理に係る経費の縮減について

(1) 施設の管理に係る経費の縮減について具体的に記述してください。

レストラン利用による調理器具、食器等の購入もありました。

サービス業であるので経費縮減は難しい部分もありますが、今後も状況を見ながら検討していく予定です。

6. 自主事業について

(1) 宿泊事業以外に自主事業を行う場合、その計画を下記の「自主事業計画書」に具体的に記述してください。

自主事業計画書 (令和7年度～令和11年度)

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
レストランでの団体客向けサービス	懇親会サービスの提供による収益の向上 (利用客：企業・PTA・趣味のグループで4～10名程) 焼き肉、鍋、アルコール提供	通年 平均2件/月×12ヶ月
食パン製造販売	オリジナル食パンの販売による固定客の獲得・定期予約販売 宿泊者への冷凍販売	通年 週3回(火・木・金) 一回あたり6～7個
カツサンド製造販売	当店のカツサンドを定期的に食べたいというニーズに対応・病院や企業の従業員向けの予約販売	通年 月1回・一回あたり30個

3. 安定的な管理を行うための運営方法・人員体制・能力・資産について

(1) 募集要項「2. 管理内容」「3. 管理の条件」に定める管理を安定的に行うための運営方法、人員体制、能力等について具体的に記述してください。なお、人員体制については、管理運営・経理・危機管理等において指揮命令系統が分かる組織図を記述してください。

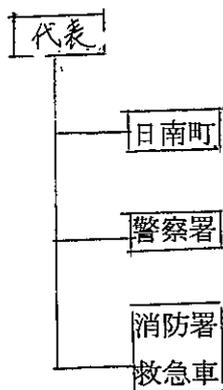
運営方法： キュービック 矢田員が常駐して宿泊、清掃、サービスを行う。

能力等： 宿泊、サービス、飲食、菓子製造、日々の業務で今まで培ってきたノウハウを活かし更に向上出来るように努力していこうと思います。

人員体制： 代表、経理補助、補助員 月1~3回（清掃、レストラン、パン補助）
(1~3人)



〈危機管理〉



〈資産〉 オープン、ミキサー、スライサー、急速冷凍、冷凍庫、冷蔵庫、真空包装機、製氷機、食洗機、フライヤー、調理台、流し台

コロナ備品：空気清浄機、検温センサー等

(2) 計画した収支を下回った場合の損失や事故等による出費については、自己資金による対応となりますが、よろしいでしょうか。

はい

参考様式 注) 別紙4「イチイ荘の管理にかかる参考経費」を参考のこと。

管理に係る収支計画書 (令和7年度)		令和7年4月1日～令和8年3月31日	
収入合計 (A)		9,500,000	注) 宿泊事業と自主事業の収入はできる限り分けて記載すること
項 目	指定管理料	2,100,000円	年間210万円は固定収入
	宿泊・飲食	5,000,000	宿泊代・宿泊者飲食
	宿泊外飲食	1,700,000	レストラン利用
	パン・菓子製造	700,000	
支出合計 (B)		9,500,000	注) 宿泊事業と自主事業の支出はできる限り分けて記載すること
項 目	水道費	150,000	宿泊事業 110,000 自主事業 40,000
	光熱費	1,700,000	宿泊事業 1,300,000 自主事業 400,000
	通信費	260,000	
	租税公課	15,000	
	修繕費	150,000	
	消耗品費	1,100,000	
	施設管理費	200,000	除草作業等
	車両費	250,000	
	リース料	1,050,000	冷蔵庫×2、ショーケース、真空包装機、製氷機、食洗機
	食材費	2,200,000	
	パン材料	500,000	
	リネン費	250,000	
	雑費	750,000	接待交際費・福利厚生費・損害保険料含む
	人件費	925,000	代表含む
収支 (A) - (B)		0	

管理に係る収支計画書（令和 8 年度）

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

収入合計 (A)		9,750,000	注) 宿泊事業と自主事業の収入はできる限り分けて記載すること	
項 目	指定管理料	2,100,000 円	年間 210 万円は固定収入	
	宿泊・飲食	5,200,000	宿泊代・宿泊者飲食	
	宿泊外飲食	1,750,000	レストラン利用	
	パン・菓子製造	700,000		
支出合計 (B)		9,750,000	注) 宿泊事業と自主事業の支出はできる限り分けて記載すること	
項 目	水道費	150,000	宿泊事業 110,000	自主事業 40,000
	光熱費	1,700,000	宿泊事業 1,300,000	自主事業 400,000
	通信費	260,000		
	租税公課	15,000		
	修繕費	150,000		
	消耗品費	1,150,000		
	施設管理費	200,000	除草作業	
	車両費	250,000		
	リース料	1,050,000	冷蔵庫×2、ショーケース、真空包装機、製氷機、食洗機	
	食材費	2,250,000		
	パン材料	500,000		
	リネン費	250,000		
	雑費	750,000	接待交際費・福利厚生費・損害保険料含む	
	人件費	1,075,000	代表含む	
収支 (A) - (B)		0		

管理に係る収支計画書（令和 9 年度）

令和 9 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日

収入合計 (A)		10,000,000	注) 宿泊事業と自主事業の収入はできる限り分けて記載すること	
項 目	指定管理料	2,100,000 円	年間 210 万円は固定収入	
	宿泊・飲食	5,350,000	宿泊代・宿泊者飲食	
	宿泊外飲食	1,800,000	レストラン利用	
	パン・菓子製造	750,000		
支出合計 (B)		10,000,000	注) 宿泊事業と自主事業の支出はできる限り分けて記載すること	
項 目	水道費	150,000	宿泊事業 110,000	自主事業 40,000
	光熱費	1,750,000	宿泊事業 1,350,000	自主事業 400,000
	通信費	260,000		
	租税公課	15,000		
	修繕費	150,000		
	消耗品費	1,200,000		
	施設管理費	200,000	除草作業	
	車両費	250,000		
	リース料	1,050,000	冷蔵庫×2、ショーケース、真空包装機、製氷機、食洗機	
	食材費	2,300,000		
	パン材料	500,000		
	リネン費	300,000		
	雑費	750,000	接待交際費・福利厚生費・損害保険料含む	
	人件費	1,125,000	代表含む	
収支 (A) - (B)		0	0	

管理に係る収支計画書（令和 10 年度）

令和 10 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日

収入合計 (A)		10,100,000	注) 宿泊事業と自主事業の収入はできる限り分けて記載すること	
項 目	指定管理料	2,100,000 円	年間 210 万円は固定収入	
	宿泊・飲食	5,450,000	宿泊代・宿泊者飲食	
	宿泊外飲食	1,800,000	レストラン利用	
	パン・菓子製造	750,000		
支出合計 (B)		10,100,000	注) 宿泊事業と自主事業の支出はできる限り分けて記載すること	
項 目	水道費	150,000	宿泊事業 110,000	自主事業 40,000
	光熱費	1,750,000	宿泊事業 1,350,000	自主事業 400,000
	通信費	260,000		
	租税公課	15,000		
	修繕費	150,000		
	消耗品費	1,200,000		
	施設管理費	200,000	除草作業	
	車両費	250,000		
	リース料	1,050,000	冷蔵庫×2、ショーケース、真空包装機、製氷機、食洗機	
	食材費	2,350,000		
	パン材料	500,000		
	リネン費	300,000		
	雑費	750,000	接待交際費・福利厚生費・損害保険料含む	
	人件費	1,175,000	代表含む	
収支 (A) - (B)		0	0	

管理に係る収支計画書（令和 11 年度）

令和 11 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日

収入合計 (A)		10,200,000	注) 宿泊事業と自主事業の収入はできる限り分けて記載すること	
項 目	指定管理料	2,100,000 円	年間 210 万円は固定収入	
	宿泊・飲食	5,500,000	宿泊代・宿泊者飲食	
	宿泊外飲食	1,850,000	レストラン利用	
	パン・菓子製造	750,000		
支出合計 (B)		10,200,000	注) 宿泊事業と自主事業の支出はできる限り分けて記載すること	
項 目	水道費	150,000	宿泊事業 110,000	自主事業 40,000
	光熱費	1,800,000	宿泊事業 1,400,000	自主事業 400,000
	通信費	260,000		
	租税公課	15,000		
	修繕費	150,000		
	消耗品費	1,200,000		
	施設管理費	200,000	除草作業	
	車両費	250,000		
	リース料	1,050,000	冷蔵庫×2、ショーケース、真空包装機、製氷機、食洗機	
	食材費	2,350,000		
	パン材料	500,000		
	リネン費	300,000		
	雑費	750,000	接待交際費・福利厚生費・損害保険料含む	
	人件費	1,275,000	代表 含む	
収支 (A) - (B)		0	0	

団体名	キュービック	
所在地	鳥取県日野郡日南町中石見407	
会員名簿	代表 矢田良ひろみ	[REDACTED]
	会計 松本由美子	[REDACTED]

管理に係る収支報告書		令和3年 4月 1日～ 令和4年 3月 31日	
収入合計 (A)		8,813,915	
項 目	指定管理料	1,200,000	
	補助金	1,850,795	
	宿泊・飲食	3,760,850	宿泊代・宿泊者飲食
	宿泊外飲食	1,256,950	レストラン利用
	パン・菓子製造	745,320	
支出合計 (B)		8,813,915	
項 目	水道費	141,620	
	光熱費	1,624,293	
	通信費	212,071	
	租税公課	63,800	
	修繕費	53,080	
	消耗品費	1,866,456	
	車両費	413,555	
	リース料	432,324	
	食材費	1,142,875	
	パン材料	634,003	
	リネン費	121,660	
	雑費	790,431	接待交際費・福利厚生・損害保険料含む
	人件費	477,747	
	ローン返済	840,000	
収支 (A) - (B)		0	

参考様式 (第4条第2号関係)

管理に係る収支報告書		令和4年 4月 1日～ 令和5年 3月 31日	
収入合計 (A)		9,200,682	
項 目	指定管理料	1,200,000	年間120万円は固定収入
	補助金	789,540	
	宿泊・飲食	4,275,140	宿泊代・宿泊者飲食
	宿泊外飲食	2,161,892	レストラン利用
	パン・菓子製造	774,110	
支出合計 (B)		9,200,682	
項 目	水道費	127,380	宿泊事業 90,000 自主事業 37,380
	光熱費	1,926,357	宿泊事業 1,400,000 自主事業 526,357
	通信費	221,142	
	租税公課	16,000	
	広告宣伝費	1,000	
	消耗品費	400,000	パン事業に関する消耗品
	施設管理費	681,332	宿泊、飲食に関する備品、消耗品
	車両費	238,120	
	リース料	690,512	冷蔵庫、製氷機、真空包装機、食洗機
	食材費	2,590,268	宿泊者飲食、宿泊外飲食
	パン材料	602,585	
	リネン費	208,967	
	雑費	827,896	接待交際費・福利厚生・損害保険料含む
	人件費	669,123	事業主含む
	ローン返済		840,000円 オープン、ミキサーフライヤー、スライサー、他6
収支 (A) - (B)		0	

参考様式 (第4条第2号関係)

管理に係る収支報告書		令和5年 4月 1日～ 令和6年 3月 31日	
収入合計 (A)		8,091,400	
項	指定管理料	1,200,000	
	補助金	140,540	
	宿泊・飲食	4,665,070	宿泊代・宿泊者飲食
	宿泊外飲食	1,502,250	レストラン利用
	パン・菓子製造	583,540	
目			
支出合計 (B)		8,091,400	
項	水道費	130,790	
	光熱費	1,508,406	
	通信費	226,954	
	租税公課	14,000	
	修繕費	107,800	
	消耗品費	985,927	
	車両費	215,140	
	リース料	925,004	
	食材費	1,932,898	
	パン材料	492,923	
	リネン費	219,670	
	雑費	656,688	接待交際費・福利厚生・損害保険料含む
	人件費	675,200	
収支 (A) - (B)		0	

令和5年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間計
委託料	651,000			44,770			644,770						1,340,540
宿泊・飲食売上	573,080	773,010	433,690	509,150	847,650	446,300	729,800	713,800	242,400	293,100	245,500	357,840	6,167,320
ﾊﾝﾄﾞ売上	44,100	47,250	59,380	41,760	43,630	54,600	68,380	38,100	60,270	30,850	27,400	67,820	583,540
総売上	617,180	820,260	493,070	550,910	891,280	502,900	798,180	751,900	302,670	323,950	272,900	425,660	6,750,860
宿泊・飲食仕入	111,395	238,621	226,584	156,730	150,476	253,761	152,690	149,383	126,683	125,552	97,975	143,048	1,932,698
ﾊﾝﾄﾞ仕入	42,064	41,902	27,135	43,711	35,290	19,832	55,927	54,699	31,507	44,686	34,978	61,192	492,923
総仕入	153,459	280,523	253,719	200,441	185,766	273,593	208,617	204,082	158,190	170,238	132,953	204,240	2,425,821
①租税公課			6,000			1,000	6,000				1,000		14,000 ①
③水道	9,060	10,450	11,080	10,570	10,450	14,100	9,060	12,460	14,980	7,050	11,710	9,820	130,790 ③
光熱費	137,367	135,387	130,756	107,009	121,446	116,796	101,915	129,619	136,952	114,802	138,821	137,536	1,508,406
⑤通信費	16,393	15,461	85,587	12,476	14,579	13,597	14,706	7,657	11,696	8,559	19,634	6,609	226,954 ⑤
⑦接待交際費	5,380	8,300	8,725	9,655	21,609	12,332	8,900	12,250	6,435	10,000	9,830	15,000	128,416 ⑦
⑧損害保険料										11,500			11,500 ⑧
⑨修繕費			107,800										107,800 ⑨
⑩消耗品費	79,140	76,634	152,904	94,257	72,354	55,435	72,551	65,201	128,604	78,818	37,040	72,989	985,927 ⑩
⑪福利厚生費	34,803	9,184	18,412	9,543	22,841	5,307	15,368	5,546	27,703	6,809	16,638	6,306	178,460 ⑪
⑫給料賃金	20,000	14,000	56,000	12,000	16,000	22,000	46,000	42,000	38,000	10,000	5,000	10,000	291,000 ⑫
⑬車両費	11,705	12,222	13,806	17,011	18,418	16,184	20,257	13,653	18,950	36,642	23,617	12,675	215,140 ⑬
⑭リース料	50,026	77,718	79,726	79,726	79,726	79,726	79,726	79,726	79,726	79,726	79,726	79,726	925,004 ⑭
⑯雑費	22,420	18,473	22,535	24,798	37,025	29,958	28,315	34,809	25,436	25,046	36,528	32,969	338,312 ⑯
リネン費	0	13,310	32,120	13,310	16,115	28,985	14,960	30,250	45,320	13,640	11,660	0	219,670
計	386,294	391,139	725,451	390,355	430,563	395,420	417,758	433,171	533,802	402,592	391,204	383,630	5,281,379
概算利益	728,427	148,598	-486,100	4,884	274,951	-166,113	816,575	114,647	-389,322	-248,880	-251,257	-162,210	384,200

2022年度	宿泊人数	宿泊料金	飲食収入	宿泊外飲食	宿泊・飲食総収入	パン収入	施設総収入	宿泊外人数	
4月	77	457000	68000	525000	107692	632692	63030	695722	32
5月	69	345000	190300	535300	195500	730800	64580	795380	45
6月	68	331360	140800	472160	357000	829160	67250	896410	80
7月	53	249280	55300	304580	80200	384780	72340	457120	35
8月	40	201760	48600	250360	201000	451360	60090	511450	41
9月	37	182800	60200	243000	206500	449500	71930	521430	50
10月	40	201400	117800	319200	232500	551700	81650	633350	42
11月	55	278200	116670	394870	206000	600870	71020	671890	38
12月	50	249000	97400	346400	233000	579400	76100	655500	23
1月	56	280800	79660	360460	186000	546460	37300	583760	47
2月	61	302850	70360	373210	42000	415210	37150	452360	25
3月	24	124600	26000	150600	114500	265100	71050	336150	29
	630	3204050	1071090	4275140	2161892	6437032	773490	7210522	487

2023年度	宿泊人数	宿泊料金	飲食収入	宿泊外飲食	宿泊・飲食総収入	パン収入	施設総収入	宿泊外人数	
4月	71	338880	33300	372180	200900	573080	44100	617180	39
5月	99	467610	69400	537010	236000	773010	47250	820260	47
6月	50	252260	17560	269820	163870	433690	59380	493070	43
7月	68	354050	46900	400950	108200	509150	41760	550910	32
8月	101	520450	78000	598450	249200	847650	43630	891280	47
9月	42	202200	88000	290200	158100	448300	54600	502900	37
10月	89	463600	99700	563300	166500	729800	68380	798180	28
11月	98	559500	110500	670000	43800	713800	38100	751900	9
12月	24	133400	45000	178400	64000	242400	60270	302670	23
1月	42	227100	32000	259100	34000	293100	30850	323950	11
2月	30	175900	23000	198900	46600	245500	27400	272900	14
3月	43	249200	77560	326760	31080	357840	67820	425660	9
	757	3944150	720920	4665070	1502250	6167320	583540	6750860	339

2024年度	宿泊人数	宿泊料金	飲食収入	宿泊外飲食	宿泊・飲食総収入	パン収入	施設総収入	宿泊外人数	
4月	72	386350	36500	422850	336000	758850	48110	806960	57
5月	96	503700	43500	547200	19800	567000	55950	622950	2
6月	127	677100	73500	750600	196600	947200	41825	989025	40
7月	94	481950	30000	511950	270000	781950	58900	840850	52
8月	71	394800	25000	419800	134000	553800	35860	589660	22
9月	72	401600	50000	451600	144000	595600	33200	628800	27
10月									
11月									
12月									
1月									
2月									
3月									
	532	2845500	258500	3104000	1100400	4204400	273845	4478245	200

議案第90号

日南町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

次のとおり、日南町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年12月10日提出

日南町長 中村 英明

日南町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

日南町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成8年日南町条例第11号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第1章 総則 (廃棄物減量等推進審議会)</p> <p>第8条 (略) 2～4 (略)</p> <p>5 前3項に定めるもののほか審議会の組織及び運用に関し必要な事項は、<u>日南町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成13年日南町規則第8号。以下「規則」という。）</u>で定める。</p> <p>第4章 手数料等 (一般廃棄物処理手数料等)</p> <p>第22条 町は、その処理を行う一般廃棄物の排出者から<u>規則別表第1</u>に定める手数料を徴収する。</p> <p>2 町は、その処理を行う産業廃棄物の排出者から<u>規則別表第2</u>に定める費用を徴収する。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>第1章 総則 (廃棄物減量等推進審議会)</p> <p>第8条 (略) 2～4 (略)</p> <p>5 前3項に定めるもののほか審議会の組織及び運用に関し必要な事項は、<u>規則</u></p> <hr/> <p>で定める。</p> <p>第4章 手数料等 (一般廃棄物処理手数料等)</p> <p>第22条 町は、その処理を行う一般廃棄物の排出者から<u>別表第1</u>に定める手数料を徴収する。</p> <p>2 町は、その処理を行う産業廃棄物の排出者から<u>別表第2</u>に定める費用を徴収する。</p> <p>3・4 (略)</p> <p><u>別表第1(第22条関係)</u></p> <p>(1) <u>不燃物又は可燃物で町の指定した袋に入れたもの</u> 大袋 1個につき 45円 小袋 1個につき 25円</p> <p>(2) <u>資源ごみのうちビン、カン、発泡スチロール及びペットボトルで町の指定した袋に入れたもの</u> 大袋 1個につき 45円 小袋 1個につき 25円</p>

<p>(削る)</p>	<p>(3) <u>粗大不燃物で町の発行するシールを貼付したもの</u> <u>1個につき 200円</u></p> <p>(4) <u>分別した資源ごみのうち古紙類、生きビン及び有害ごみ</u> <u>無料</u></p> <p>(5) <u>清掃センターに持ち込みした不燃物、可燃物、粗大不燃物及び粗大可燃物</u> <u>10kgにつき 40円</u></p> <p>(6) <u>清掃センターに持ち込みした資源ごみのうちビン、カン、発泡スチロール及びペットボトル</u> <u>10kgにつき 40円</u></p> <p>(7) <u>事業者が清掃センターに持ち込みした不燃物及び可燃物</u> <u>10kgにつき 200円</u></p> <p>(8) <u>事業者が清掃センターに持ち込みした資源ごみ（古紙類及び生きビン含む。）及び有害ごみ</u> <u>10kgにつき 200円</u></p> <p>(9) <u>清掃センターに持ち込みした特定家庭用機器廃棄物</u> <u>1点につき 2,500円</u></p> <p>別表第2(第22条関係)</p> <p>(1) <u>不燃物</u> <u>1tにつき 15,000円</u></p> <p>(2) <u>可燃物</u> <u>1tにつき 20,000円</u></p>
-------------	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

○日南町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則

(目的)

第 1 条 この規則は、日南町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成 8 年日南町条例第 11 号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(廃棄物減量等推進協議会)

第 2 条 条例第 8 条の規定による廃棄物減量等推進協議会(以下「審議会」という。)の委員の任期は、町長が必要と認める期間とする。

第 3 条 審議会は、委員長 1 名、副委員長 2 名を置く。

2 委員長及び副委員長は委員の互選による。

3 委員長は審議会の会議を主管し、審議会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代理する。

第 4 条 審議会の事務局は、日南町役場内に置き、事務局職員は委員長が委嘱する。

第 5 条 審議会の会議は、委員長が招集し議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席で成立し、決議は出席委員の過半数でこれを決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(廃棄物減量等推進員)

第 6 条 廃棄物減量等推進員(以下「推進員」という。)は、各自治会の推薦により委嘱するものとする。

2 推進員の任期は 2 年間とする。ただし、再任を妨げない。

第 7 条 推進員は、町の定める研修に参加しなければならない。

(産業廃棄物との併せ処理)

第 8 条 条例第 11 条第 5 項における産業廃棄物は、次のとおりとする。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 300 号)第 2 条第 1 号から第 7 号に該当するもの

(2) その他町長が認めるもの

(多量排出者)

第 9 条 条例第 14 条に規定する一般廃棄物の多量排出者の範囲は、次のとおりとする。

(1) 学校、病院、飲食店、大規模小売店その他多数のものが出入りする事業所

(2) 官公署、公社、工場その他多数の者が勤務する事業所

(ごみ減量化推進団体の申請)

第 10 条 条例第 20 条第 1 項の規定によりごみ減量化推進団体の指定を受けようとする団体は、様式第 1 号による申請書を提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請によって指定した場合は、その団体に指定書(様式第 2 号)を交付する。

(事業の報告)

第 11 条 指定を受けたごみ減量化推進団体は、年度末までにその年度における事業の実績を様式第 3 号により町長に報告しなければならない。

(ごみ減量化推進団体への援助等)

第 12 条 町長は、ごみ減量化推進団体に対して次のような財政援助を行う。

(1) 事業実績に応じた奨励金の支給

- (2) 年度ごとの活動費の支給
- (3) その他活動に応じて町長が必要と認めた経費の支給

2 支給方法については別に定める。

(手数料及び費用の徴収方法)

第13条 別表第1に規定する手数料は、指定のごみ袋又はシールが購入されたとき徴収されたものとし、それ以外の手数料についてはその都度徴収するものとする。

2 別表第2に規定する費用は、その都度徴収する。

(一般廃棄物処理手数料等の減免)

第14条 条例第22条第4項の規定により次の各号に該当するときは、一般廃棄物処理手数料を免除する。

(1) 自治会又は学校等の主催による一斉清掃活動によって排出される廃棄物を処理するとき。

(2) 町内の官公署から排出される廃棄物を処理するとき。

(3) 火災又は自然災害により被害を受けた一般家庭から排出される廃棄物を処理するとき。

2 町内に住所を有する者で、乳幼児を扶養するために紙おむつを常用する世帯が、指定ごみ袋で紙おむつを処理しようとするときは、その処理手数料を減額する。

(一般廃棄物の処理業の許可等)

第15条 条例第23条第1項の規定により、町長の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処理業許可申請書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請によって一般廃棄物処理業を許可したときは、一般廃棄物処理業許可証(様式第5号)を交付する。

3 許可を受けた者が、次の各号に該当するに至ったときは、許可証を速やかに町長に返納しなければならない。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第7条の3の規定により許可の取消し又は業務の停止を受けたとき。

(2) 業務を廃止したとき。

(浄化槽清掃業の許可等)

第16条 条例第23条第2項の規定により、町長の許可を受けようとする者は、浄化槽清掃業許可申請書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請によって浄化槽清掃業を許可したときは、浄化槽清掃業許可証(様式第7号)を交付する。

3 前条第3項各号の規定は、第1項の許可を受けた者について準用する。

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

2 日南町廃棄物の処理及び清掃に関する規則(昭和54年日南町規則第1号)は、廃止する。

附 則(平成19年2月7日規則第7号)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

- 2 改正後の日南町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に受ける減免について適用し、同日前に交付された廃棄物投入券に係る減額については、なお従前の規則を適用する。

附 則(令和6年12月10日規則第一号)

この規則は、令和6年12月10日から施行する。

別表第1(第13条関係)

種別	処分単位	料 金
不燃物又は可燃物で町の指定した袋に入れたもの	大袋 1個	45円
	小袋 1個	25円
資源ごみのうちビン、カン、発砲スチロール及びペットボトルで町の指定した袋に入れたもの	大袋 1個	45円
	小袋 1個	25円
粗大不燃物で町の発行するシールを貼付したもの	シール1個	200円
分別した資源ごみのうち古紙類、生きビン及び有害ごみ	無料	
清掃センターに持ち込みした不燃物、可燃物、粗大不燃物及び粗大可燃物	10kg	40円
清掃センターに持ち込みした資源ごみのうちビン、カン、発砲スチロール及びペットボトル	10kg	40円
事業者が清掃センターに持ち込みした不燃物及び可燃物	10kg	200円
事業者が清掃センターに持ち込みした資源ごみ(古紙類及び生きビン含む。)及び有害ごみ	10kg	200円
清掃センターに持ち込みした特定家庭用機器廃棄物	1点	2,500円

別表第2(第13条関係)

種別	基本料金	超過料金
不燃物	1tまで15,000円	10kgごとに150円
可燃物	100kgまで2,000円	10kgごとに200円

議案第91号

令和6年度日南町一般会計補正予算（第6号）

令和6年度日南町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ109,443千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,157,792千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和6年12月10日提出

鳥取県 日南町長 中村英明

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 分担金及び負担金		14,152	3,350	17,502
	1 分担金	10,300	3,350	13,650
14 国庫支出金		501,042	△16,916	484,126
	1 国庫負担金	202,380	△83	202,297
	2 国庫補助金	297,547	△16,833	280,714
15 県支出金		895,223	34,655	929,878
	1 県負担金	95,618	△365	95,253
	2 県補助金	690,907	35,020	725,927
16 財産収入		127,518	2	127,520
	1 財産運用収入	26,698	2	26,700
18 繰入金		502,776	68,152	570,928
	2 基金繰入金	502,776	68,152	570,928
21 町債		524,800	20,200	545,000
	1 町債	524,800	20,200	545,000
歳入	合 計	7,048,349	109,443	7,157,792

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		68,020	20	68,040
	1 議会費	68,020	20	68,040
2 総務費		1,296,403	931	1,297,334
	3 戸籍住民基本台帳費	23,065	931	23,996
3 民生費		1,025,827	19,237	1,045,064
	1 社会福祉費	717,046	14,372	731,418
	2 児童福祉費	231,907	16	231,923
	3 生活保護費	76,874	4,849	81,723
4 衛生費		1,075,887	5,079	1,080,966
	1 保健衛生費	364,030	5,079	369,109
6 農林水産業費		1,365,506	10,462	1,375,968
	1 農業費	961,710	6,052	967,762
	2 林業費	403,796	4,410	408,206
7 商工費		101,282	649	101,931
	1 商工費	101,282	649	101,931
8 土木費		628,377	△2,050	626,327
	2 道路橋梁費	557,016	△13,150	543,866
	3 河川費	31,222	11,100	42,322
9 消防費		197,875	4,060	201,935
	1 消防費	197,875	4,060	201,935
10 教育費		416,187	355	416,542
	6 保健体育費	70,763	355	71,118
11 災害復旧費		24,000	70,700	94,700
	1 農林水産施設災害復旧費	12,500	43,500	56,000

3 (一般会計)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 公共土木施設災害復旧費	11,500	27,200	38,700
歳	出	合	計	
		7,048,349	109,443	7,157,792

第2表 地方債補正

(変更)

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
緊急浚渫推進事業	10,000	同上	10%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融資条件による。ただし書当初に同じ	35,900	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
緊急自然災害防止対策事業	30,000	同上	同上	同上	14,800	同上	同上	同上
過疎対策事業	272,600	同上	同上	同上	273,100	同上	同上	同上
災害復旧事業	16,000	同上	同上	同上	25,000	同上	同上	同上

令和6年度日南町一般会計補正予算（第6号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
12 分担金及び負担金	14,152	3,350	17,502
14 国庫支出金	501,042	△16,916	484,126
15 県支出金	895,223	34,655	929,878
16 財産収入	127,518	2	127,520
18 繰入金	502,776	68,152	570,928
21 町債	524,800	20,200	545,000
歳入合計	7,048,349	109,443	7,157,792

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 議会費	68,020	20	68,040				20
2 総務費	1,296,403	931	1,297,334				931
3 民生費	1,025,827	19,237	1,045,064	△448			19,685
4 衛生費	1,075,887	5,079	1,080,966	70			5,009
6 農林水産業費	1,365,506	10,462	1,375,968	5,300	△300	2	5,460
7 商工費	101,282	649	101,931				649
8 土木費	628,377	△2,050	626,327	△34,951	11,500		21,401
9 消防費	197,875	4,060	201,935				4,060
10 教育費	416,187	355	416,542	118			237
11 災害復旧費	24,000	70,700	94,700	47,650	9,000	3,350	10,700
歳出合計	7,048,349	109,443	7,157,792	17,739	20,200	3,352	68,152

2 歳入

(款) 12 分担金及び負担金

(項) 1 分担金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
11 災害復旧費分担金	0	3,350	3,350	1 農林水産施設災害復旧費分担金	3,350	耕地災害等復旧費分担金 3,350
計	10,300	3,350	13,650			

(款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

3 民生費国庫負担金	201,853	△83	201,770	1 社会福祉費負担金	△83	保険基盤安定負担金 △239 特別障害者手当等給付費負担金 173 未就学児均等割保険料負担金 △20 産前産後保険料負担金 3
計	202,380	△83	202,297			

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

8 土木費国庫補助金	147,294	△34,951	112,343	2 道路橋梁費補助金	△34,951	道路改良事業費補助金 △34,951
10 教育費国庫補助金	1,383	118	1,501	6 学校教育費補助金	118	学校保健特別対策事業費補助金 118
11 災害復旧費国庫補助金	0	18,000	18,000	2 公共土木施設災害復旧費補助金	18,000	公共土木施設災害復旧費補助金 18,000
計	297,547	△16,833	280,714			

(款) 15 県支出金

(項) 1 県負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 民生費県負担金	95,545	△365	95,180	1 社会福祉費負担金	△365	保険基盤安定負担金 △365
計	95,618	△365	95,253			

(款) 15 県支出金

(項) 2 県補助金

4 衛生費県補助金	3,349	70	3,419	1 保健衛生費補助金	70	所有者のいない猫対策推進費補助金 70
6 農林水産業費県補助金	577,415	5,300	582,715	1 農業費補助金	5,000	土地改良事業補助金 5,000
				2 林業費補助金	300	県単治山事業費補助金 300
11 災害復旧費県補助金	0	29,650	29,650	1 農林水産施設災害復旧費補助金	29,650	耕地災害等復旧費補助金 29,650
計	690,907	35,020	725,927			

(款) 16 財産収入

(項) 1 財産運用収入

2 利子及び配当金	16,990	2	16,992	1 利子及び配当金	2	繁殖素牛導入事業基金利子収入 2
計	26,698	2	26,700			

(款) 18 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	483,553	68,152	551,705	1 財政調整基金繰入金	68,152	財政調整基金繰入金 68,152
計	502,776	68,152	570,928			

(款) 21 町債

(項) 1 町債

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
8 土木債	40,000	10,700	50,700	2 道路橋梁債	10,700	緊急自然災害防止対策事業債 △15,200 緊急浚渫推進事業債 25,900
11 災害復旧債	16,000	9,000	25,000	1 公共土木施設災害復旧債	9,000	補助災害復旧事業債 (現年分) 9,000
12 過疎債	423,400	500	423,900	1 過疎債	500	過疎対策事業債 (町道改良事業) 500
計	524,800	20,200	545,000			

3 歳 出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 議会費	68,020	20	68,040				20	10 需用費	20	議会活動	20
計	68,020	20	68,040				20				

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

10 諸費	239,274	0	239,274					10 需用費	△100	地域振興センター管理事務
								11 役務費	100	
計	1,184,583	0	1,184,583							

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	23,065	931	23,996				931	12 委託料	198	戸籍住民基本台帳一般事務	931
								13 使用料及び賃借料	232		
								17 備品購入費	501		
計	23,065	931	23,996				931				

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

1 社会福祉総務費	346,290	11,287	357,577	△448			11,735	7 報償費	△77	国民健康保険事業	△827
								11 役務費	77	民生一般管理事務（福祉保健課）	125
								19 扶助費	231	障害者サポート事業	16
								22 償還金利子及び割引料	11,883	障害者自立支援制度運営事業	10,174
								27 繰出金	△827	地域生活支援事業	161
										特別障害者手当等支給事務	231

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
									人権施策推進事業 生活困窮者自立支援事業	1,407	
2 同和対策費	3,000	0	3,000					8 旅費	△52	人権センター管理運営事業	
								10 需用費	52		
3 老人福祉費	331,998	3,085	335,083				3,085	22 償還金利子及び割引料	227	高齢者いきがい促進事業	227
								27 繰出金	2,858	介護保険事業	2,858
計	717,046	14,372	731,418	△448			14,820				

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

1 児童福祉総務費	112,263	16	112,279				16	22 償還金利子及び割引料	16	母子父子福祉事務	16
計	231,907	16	231,923				16				

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

1 生活保護総務費	20,666	4,849	25,515				4,849	22 償還金利子及び割引料	4,849	生活保護総務費	4,849
計	76,874	4,849	81,723				4,849				

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
2 予防費	42,436	5,079	47,515	70			5,009	18 負担金補助及び交付金	140	予防衛生一般事業	5,079
								22 償還金利子及び割引料	4,939		
計	364,030	5,079	369,109	70			5,009				

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

4 畜産業費	7,451	2	7,453			2		27 繰出金	2	畜産振興対策事業	2
5 農地費	246,300	6,050	252,350	5,000			1,050	10 需用費	50	農道等維持管理事業	6,050
								14 工事請負費	6,000		
計	961,710	6,052	967,762	5,000		2	1,050				

(款) 6 農林水産業費

(項) 2 林業費

2 林業振興費	346,782	3,000	349,782				3,000	18 負担金補助及び交付金	3,000	森林保全総合対策事業	3,000
3 林道費	33,180	1,410	34,590	300	△300		1,410	11 役務費	1,410	治山事業(財源振替)	
										林道維持管理事業(農林課)	1,410
計	403,796	4,410	408,206	300	△300		4,410				

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
2 観光費	58,536	649	59,185				649	11 役務費	250	観光振興対策事業	649
								16 公有財産購入費	399		
計	101,282	649	101,931				649				

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋梁費

2 道路維持費	408,053	△13,150	394,903	△29,663	△4,700		21,213	12 委託料	5,100	道路維持管理事業	△13,150
								14 工事請負費	△10,500		
								17 備品購入費	△7,750		
3 道路新設改良費	37,114	0	37,114	△5,288	5,200		88			財源組替	
										道路新設改良事業(財源振替)	
計	557,016	△13,150	543,866	△34,951	500		21,301				

(款) 8 土木費

(項) 3 河川費

1 河川総務費	31,222	11,100	42,322		11,000		100	12 委託料	11,100	河川総務一般管理事務	11,100
計	31,222	11,100	42,322				100				

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
4 災害対策費	29,319	4,060	33,379				4,060	18 負担金補助及び交付金	4,060	防災対策事業 単独災害緊急対策事業	1,060 3,000
計	197,875	4,060	201,935				4,060				

(款) 10 教育費

(項) 2 小学校費

1 学校管理費	13,965	0	13,965					10 需用費	△5	学校管理運営事務
								12 委託料	5	
計	22,881	0	22,881							

(款) 10 教育費

(項) 5 社会教育費

4 図書館費	20,442	0	20,442					10 需用費	△100	図書館管理運営事務
								12 委託料	165	
								17 備品購入費	△65	
計	154,771	0	154,771							

(款) 10 教育費

(項) 6 保健体育費

3 学校給食費	59,912	355	60,267	118			237	17 備品購入費	355	学校給食運営事務	355
計	70,763	355	71,118	118			237				

(款) 11 災害復旧費

(項) 1 農林水産施設災害復旧費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 耕地災害復旧費	7,500	43,500	51,000	29,650		3,350	10,500	12 委託料	10,500	耕地災害復旧事業	43,500
								14 工事請負費	33,000		
計	12,500	43,500	56,000	29,650		3,350	10,500				

(款) 11 災害復旧費

(項) 2 公共土木施設災害復旧費

1 公共土木施設災害復旧費	11,500	27,200	38,700	18,000	9,000		200	14 工事請負費	27,200	公共土木施設災害復旧事業	27,200
計	11,500	27,200	38,700	18,000	9,000		200				

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末 及び当該年度末における現在高の見込に関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額、補正額	当該年度中 元金償還見込額	
1. 普通債	7,724,011	7,672,907	[11,200] 508,800	799,950	[11,200] 7,381,757
① 土 木	135,311	196,089	[10,700] 40,000	13,647	[10,700] 222,442
② 衛 生	8,897	4,558	0	1,128	3,430
③ 農 林 水 産	0	0	0	0	0
④ 公 有 林	1,107	0	0	0	0
⑤ 防 災	518,961	553,563	35,400	15,367	573,596
⑥ 学 校	6,961	0	0	0	0
⑦ 過 疎	5,465,143	5,336,469	[500] 272,600	576,766	[500] 5,032,303
⑧ 過疎地域持続的発展	791,702	848,594	150,800	88,179	911,215
⑨ 臨時財政特例債	0	0	0	0	0
⑩ 地域総合整備事業債	0	0	0	0	0
⑪ 減税補填・臨時税収 補填・臨時財政対策債	795,929	733,634	10,000	104,863	638,771
⑫ 総 務	0	0	0	0	0

(単位 千円)

区 分	前々年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額、補正額	当該年度中 元金償還見込額	
2. 災害復旧債	219,870	199,068	[9,000] 16,000	25,755	[9,000] 189,313
① 土 木	216,870	190,232	[9,000] 11,500	25,388	[9,000] 176,344
② 農 林 水 産	3,000	8,836	4,500	367	12,969
③ そ の 他	0	0	0	0	0
補 正 額			20,200		20,200
補 正 前 の 額			524,800	825,705	7,571,070
合 計	7,943,881	7,871,975	545,000	825,705	7,591,270

議案第92号

令和6年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

令和6年度日南町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ62,889千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ684,319千円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月10日提出

鳥取県 日南町長 中 村 英 明

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 県支出金		479,635	17,050	496,685
	3 県負担金・補助金	479,635	17,050	496,685
8 繰入金		53,092	△4,324	48,768
	1 他会計繰入金	45,261	△828	44,433
	2 基金繰入金	7,831	△3,496	4,335
9 繰越金		0	50,163	50,163
	1 繰越金	0	50,163	50,163
歳入	合 計	621,430	62,889	684,319

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		453,651	17,050	470,701
	1 療養諸費	382,046	16,500	398,546
	2 高額療養費	70,300	550	70,850
7 諸支出金		10,740	45,839	56,579
	1 償還金及び還付加算金	423	1,010	1,433
	3 積立金	713	44,829	45,542
歳 出	合 計	621,430	62,889	684,319

令和6年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 県支出金	479,635	17,050	496,685
8 繰入金	53,092	△4,324	48,768
9 繰越金	0	50,163	50,163
歳入合計	621,430	62,889	684,319

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 保険給付費	453,651	17,050	470,701	17,050			
7 諸支出金	10,740	45,839	56,579			45,839	
12 国民健康保険事業費納付金	118,018	0	118,018			828	△828
歳出合計	621,430	62,889	684,319	17,050		46,667	△828

2 歳 入

(款) 4 県支出金

(項) 3 県負担金・補助金

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 保険給付費等交付金	479,635	17,050	496,685	1 保険給付費等交付金 (普通交付金)	17,050	普通交付金 17,050
計	479,635	17,050	496,685			

(款) 8 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

1 一般会計繰入金	45,261	△828	44,433	1 保険基盤安定繰入金 (保険者支援分)	△478	保険基盤安定繰入金 (保険者支援分) △478
				2 保険基盤安定繰入金 (保険税軽減分)	△316	保険基盤安定繰入金 △316
				6 未就学児均等割保険料繰入金	△40	未就学児均等割保険料繰入金 △40
				8 産前産後保険料繰入金	6	産前産後保険料繰入金 6
計	45,261	△828	44,433			

(款) 8 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 国保財政調整基金繰入金	7,831	△3,496	4,335	1 国保財政調整基金繰入金	△3,496	国保財政調整基金繰入金 △3,496
計	7,831	△3,496	4,335			

(款) 9 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 その他繰越金	0	50,163	50,163	1 その他繰越金	50,163	前年度繰越金 50,163
計	0	50,163	50,163			

3 歳 出

(款) 2 保険給付費

(項) 1 療養諸費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 一般被保険者療養給付費	380,000	16,500	396,500	16,500				18 負担金補助及び交付金	16,500	保険給付事業 16,500
計	382,046	16,500	398,546	16,500						

(款) 2 保険給付費

(項) 2 高額療養費

1 一般被保険者高額療養費	70,000	550	70,550	550				18 負担金補助及び交付金	550	保険給付事業 550
計	70,300	550	70,850	550						

(款) 7 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

1 一般被保険者保険税還付金	423	1,010	1,433			1,010		22 償還金利子及び割引料	1,010	保険税過誤納還付金管理 1,010
計	423	1,010	1,433			1,010				

(款) 7 諸支出金

(項) 3 積立金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 基金積立金	713	44,829	45,542			44,829		24 積立金	44,829	財政調整基金積立金管理	44,829
計	713	44,829	45,542			44,829					

(款) 12 国民健康保険事業費納付金

(項) 1 医療給付費分

1 一般被保険者医療給付費分	77,538	0	77,538			828	△828			財源組替 一般被保険者医療給付費分(財源振替)
計	77,538	0	77,538			828	△828			

議案第93号

令和6年度日南町介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和6年度日南町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22,833千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ993,008千円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月10日提出

鳥取県 日南町長 中 村 英 明

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保険料		91,253	5,251	96,504
	1 介護保険料	91,253	5,251	96,504
4 国庫支出金		267,097	5,624	272,721
	1 国庫負担金	140,227	4,219	144,446
	2 国庫補助金	126,870	1,405	128,275
5 支払基金交付金		292,692	6,164	298,856
	1 支払基金交付金	292,692	6,164	298,856
6 県支出金		143,109	2,936	146,045
	1 県負担金	130,987	2,771	133,758
	2 県補助金	12,122	165	12,287
10 繰入金		155,001	2,858	157,859
	1 一般会計繰入金	155,001	2,858	157,859
歳入	合 計	970,175	22,833	993,008

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		834,508	21,511	856,019
	1 介護サービス等諸費	739,034	13,391	752,425
	3 その他諸費	1,026	70	1,096
	7 介護予防サービス等諸費	30,512	8,050	38,562
5 地域支援事業費		79,722	1,322	81,044
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	45,800	1,322	47,122
歳 出	合 計	970,175	22,833	993,008

令和6年度日南町介護保険特別会計補正予算（第2号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 保険料	91,253	5,251	96,504
4 国庫支出金	267,097	5,624	272,721
5 支払基金交付金	292,692	6,164	298,856
6 県支出金	143,109	2,936	146,045
10 繰入金	155,001	2,858	157,859
歳入合計	970,175	22,833	993,008

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2 保険給付費	834,508	21,511	856,019	8,065		10,755	2,691
5 地域支援事業費	79,722	1,322	81,044	495		660	167
歳 出 合 計	970,175	22,833	993,008	8,560		11,415	2,858

2 歳 入

(款) 1 保険料

(項) 1 介護保険料

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 第1号被保険者保険料	91,253	5,251	96,504	1 特別徴収保険料	5,251	特別徴収保険料(現年度分) 5,251
計	91,253	5,251	96,504			

(款) 4 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

1 介護給付費負担金	140,227	4,219	144,446	1 現年度分	4,219	現年度分 4,219
計	140,227	4,219	144,446			

(款) 4 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

1 調整交付金	95,767	1,075	96,842	1 現年度分調整交付金	1,075	現年度分調整交付金 1,075
5 地域支援事業交付金(介護 予防事業)	19,719	330	20,049	1 現年度分	330	地域支援事業交付金(介護予防事業) 現年度分 330
計	126,870	1,405	128,275			

(款) 5 支払基金交付金

(項) 1 支払基金交付金

1 介護給付費交付金	274,886	5,808	280,694	1 現年度分	5,808	現年度分 5,808
2 地域支援事業交付金	17,806	356	18,162	1 現年度分	356	現年度分 356
計	292,692	6,164	298,856			

(款) 6 県支出金

(項) 1 県負担金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 介護給付費県負担金	130,987	2,771	133,758	1 現年度分	2,771	現年度分 2,771
計	130,987	2,771	133,758			

(款) 6 県支出金

(項) 2 県補助金

2 地域支援事業交付金 (介護 予防事業)	8,243	165	8,408	1 現年度分	165	地域支援事業交付金 (介護予防事業)) 現年度分 165
計	12,122	165	12,287			

(款) 10 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

1 介護給付費繰入金	104,313	2,691	107,004	1 現年度分	2,691	現年度分 2,691
3 地域支援事業繰入金 (介護 予防事業)	8,243	167	8,410	1 現年度分	167	地域支援事業繰入金 (介護予防事業)) 現年度分 167
計	155,001	2,858	157,859			

3 歳 出

(款) 2 保険給付費

(項) 1 介護サービス等諸費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 居宅介護サービス給付費	167,810	9,288	177,098	3,483		4,645	1,160	18 負担金補助及び交付金	9,288	保険給付事務	9,288
7 居宅介護サービス計画給付費	30,206	1,584	31,790	594		792	198	18 負担金補助及び交付金	1,584	保険給付事務	1,584
9 地域密着型介護サービス給付費	58,662	2,519	61,181	945		1,259	315	18 負担金補助及び交付金	2,519	保険給付事務	2,519
計	739,034	13,391	752,425	5,022		6,696	1,673				

(款) 2 保険給付費

(項) 3 その他諸費

1 審査支払手数料	1,026	70	1,096	25		35	10	11 役務費	70	審査支払事務	70
計	1,026	70	1,096	25		35	10				

(款) 2 保険給付費

(項) 7 介護予防サービス等諸費

1 介護予防サービス給付費	21,166	6,439	27,605	2,414		3,219	806	18 負担金補助及び交付金	6,439	保険給付事務	6,439
6 介護予防住宅改修費	1,200	425	1,625	159		212	54	18 負担金補助及び交付金	425	保険給付事務	425

(款) 2 保険給付費

(項) 7 介護予防サービス等諸費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
7 介護予防サービス計画給付費	6,076	1,186	7,262	445		593	148	18 負担金補助及び交付金	1,186	保険給付事務 1,186
計	30,512	8,050	38,562	3,018		4,024	1,008			

(款) 5 地域支援事業費

(項) 1 介護予防・生活支援サービス事業費

1 サービス事業費	32,970	1,322	34,292	495		660	167	18 負担金補助及び交付金	1,322	訪問型サービス事業 1,322
計	45,800	1,322	47,122	495		660	167			

議案第94号

令和6年度日南町簡易水道事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和6年度日南町簡易水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条 予算第4条本文括弧書を（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 88,235千円は、当年度損益勘定留保資金30,757千円及び引継金57,478千円で補てんするものとする。）に改め、資本的収入及び資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

		収 入			
（科 目）	（既予算額）	（補正予算額）	（計）		
第1款 資本的収入	6,400千円	2,324千円	8,724千円		
第2項 国庫補助金	0千円	2,324千円	2,324千円		
		支 出			
（科 目）	（既予算額）	（補正予算額）	（計）		
第1款 資本的支出	89,985千円	6,974千円	96,959千円		
第2項 固定資産購入費	0千円	6,974千円	6,974千円		

令和6年12月10日提出

鳥取県日南町長 中 村 英 明

予算に関する説明書

1. 令和6年度 日南町簡易水道事業会計予算実施計画 (1)
2. 令和6年度 日南町簡易水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書 (2)

参考資料

- ①令和6年度 日南町簡易水道事業会計予算の見積書 (3)

1(簡易水道事業会計)

令和6年度 日南町簡易水道事業会計予算実施計画 (補正第3号)

〈 資本的収入及び支出 〉

収 入

(単位：千円) ※税込

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1	資本的収入		6,400	2,324	8,724
	2	国庫補助金	0	2,324	2,324
		1 国補助金	0	2,324	2,324

支 出

(単位：千円) ※税込

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1.	資本的支出		89,985	6,974	96,959
	2	固定資産購入費	0	6,974	6,974
		2 無形固定資産購入費	0	6,974	6,974

令和6年度 日南町簡易水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書（補正第3号）
（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）

	補正前の額	補正額	(単位：千円) 計
I 業務活動によるキャッシュ・フロー			
1 当期純利益	31,561	0	31,561
2 減価償却費	90,949	0	90,949
3 資産減耗費	500	0	500
4 長期前受金戻入額	△ 60,192	0	△ 60,192
5 賞与引当金の増加額	2	0	2
6 法定福利費引当金の増加額	8	0	8
7 受取利息及び受取配当金	△ 5	0	△ 5
8 支払利息	5,205	0	5,205
9 未収金の増加額（△は増加）	0	0	0
10 未払金の増加額（△は減少）	0	0	0
小計	68,028	0	68,028
11 受取利息及び受取配当金	5	0	5
12 支払利息	△ 5,205	0	△ 5,205
業務活動によるキャッシュ・フロー	62,828	0	62,828
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
1 固定資産の取得又は改良による支出	△ 13,782	△ 6,340	△ 20,122
2 固定資産取得又は改良のための交付金収入	1,783	2,112	3,895
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 11,999	△ 4,228	△ 16,227
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
1 企業債の発行	6,400	0	6,400
2 企業債の償還	△ 80,500	0	△ 80,500
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 74,100	0	△ 74,100
IV 現金及び現金同等物の増加額	△ 23,271	△ 4,228	△ 27,499
V 現金及び現金同等物の期首残高	56,236	0	56,236
VI 現金及び現金同等物の期末残高	32,965	△ 4,228	28,737

(参考資料①)

令和6年度 日南町簡易水道事業会計予算の見積書 (補正第3号)

〈 資本的収入及び支出 〉

収 入

(単位：千円) ※税込

款 / 項 / 目	補正前の額	補正額	計	節	増減金額	説 明
1 資本的収入	6,400	2,324	8,724			
2 国庫補助金	0	2,324	2,324			
1 国補助金	0	2,324	2,324			
				国補助金	2,324	交付金 補助率1/3
財源補填	83,585	4,650	88,235			当年度分損益勘定留保資金ほか

支 出

(単位：千円) ※税込

款 / 項 / 目	補正前の額	補正額	計	節	増減金額	説 明
1 資本的支出	89,985	6,974	96,959			
2 固定資産購入費	0	6,974	6,974			
2 無形固定資産購入費	0	6,974	6,974			
				その他無形固定資産	6,974	水道施設管理システム

令和6年12月 日南町議会定例会

補正予算説明附属資料

一	一般会計		
	総務課	・・・	1
	地域づくり推進課	・・・	1
	福祉保健課	・・・	2
	農林課	・・・	4
	建設課	・・・	5
	国保特会	・・・	9
	介護保険特会	・・・	10
	簡易水道事業	・・・	13

令和6年度 一般会計補正予算(第6号)説明資料

09 款 消防費

01 項 消防費

総務課

04 目 災害対策費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1044 防災対策事業	補正前の額	28,919	2,112	6,000	2,000	18,807	
	補正額	1,060	0	0	0	1,060	
	補正後の額	29,979	2,112	6,000	2,000	19,867	
<p>○ 事業説明</p> <p>・日南町避難所整備事業について本年度すでに4件の交付決定(4件2,273千円)を行ったが、追加で2件の申請の相談を受けていることから、不足分について増額するもの。</p> <p>(当初予算)3,000千円－(既交付決定額)2,273千円－(今後見込)1,780千円＝(不足分)1,060千円</p> <p>○ 執行経費</p> <p>・負担金補助及び交付金 補助金の不足分の増額 1,060千円</p>							

09 款 消防費

01 項 消防費

総務課

04 目 災害対策費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1045 単独災害緊急対策事業	補正前の額	400	0	0	0	400	
	補正額	3,000	0	0	0	3,000	
	補正後の額	3,400	0	0	0	3,400	
<p>○ 事業説明</p> <p>令和6年11月豪雨災害(11/1～2)による、国県事業等に対応できない小規模な災害復旧事業に対応するため増額するもの。</p> <p>○ 執行経費</p> <p>・負担金補助及び交付金 補助上限額200千円×15件(見込み) 3,000千円</p>							

07 款 商工費

01 項 商工費

地域づくり推進課

02 目 観光費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1193 観光振興対策事業	補正前の額	58,536	0	10,900	0	47,636	
	補正額	649	0	0	0	649	
	補正後の額	59,185	0	10,900	0	48,285	
<p>○ 事業説明</p> <p>旧木下家に隣接する土地について地権者了承のもとむらづくり協議会が整地し、駐車場としての活用を開始している。今後の継続的な利活用を図るため当該用地を町が取得し、年内に売買契約を締結するため、用地取得にかかる費用と登記費用を計上する。</p> <p>○ 執行経費</p> <p>・ 役務費 登記費用 250千円</p> <p>・ 土地購入費 取得予定用地 1993.81㎡(4筆) 399千円</p>							

03 款 民生費

01 項 社会福祉費

福祉保健課

01 目 社会福祉総務費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1356 障害者自立支援制度運営 事業	補正前の額	191,519	142,668	0	0	48,851	
	補正額	10,174	0	0	0	10,174	
	補正後の額	201,693	142,668	0	0	59,025	
○ 事業説明							
・ 令和5年度事業費の額確定に伴う国庫負担金等の返還。							
【国庫分】							
・ 障害者自立支援給付費等国庫負担金							
・ 障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金							
・ 障害者医療費国庫負担金							
						計	8,736 千円
【県費分】							
・ 鳥取県障害者自立支援給付費等負担(補助)金							
・ 鳥取県障害児通所給付費等負担金							
・ 鳥取県障害者医療費負担金							
						計	1,438 千円
○ 執行経費							
・ 償還金利子及び割引料							
							10,174 千円

03 款 民生費

01 項 社会福祉費

福祉保健課

01 目 社会福祉総務費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1540 生活困窮者自立支援事業	補正前の額	5,859	3,732	0	0	2,127	
	補正額	1,407	0	0	0	1,407	
	補正後の額	7,266	3,732	0	0	3,534	
○ 事業説明							
・ 令和5年度事業費の額確定に伴う国庫負担金等の返還。							
○ 執行経費							
・ 償還金利子及び割引料							
						1,407 千円	
・ 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金返還金							
							1,185 千円
・ 生活困窮者自立支援事業費等国庫負担金返還金							
							222 千円

03 款 民生費

01 項 社会福祉費

福祉保健課

03 目 老人福祉費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1281 介護保険事業	補正前の額	185,088	8,228	5,500	0	171,360	
	補正額	2,858	0	0	0	2,858	
	補正後の額	187,946	8,228	5,500	0	174,218	
○ 事業説明							
・ 介護給付費特別会計繰出金の増(介護給付費及び地域支援事業費の年間見込みによる負担金の増)。							
○ 執行経費							
						2,858 千円	
繰出金		介護給付費繰出金				2,691 千円	
		地域支援事業費繰出金(介護予防事業)				167 千円	

03 款 民生費

03 項 生活保護費

福祉保健課

01 目 生活保護総務費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1506 生活保護総務費	補正前の額	20,666	1,287	0	0	19,379	
	補正額	4,849	0	0	0	4,849	
	補正後の額	25,515	1,287	0	0	24,228	
○ 事業説明							
・ 令和5年度事業費の額確定に伴う国庫負担金の返還。							
○ 執行経費							
・ 償還金利子及び割引料						4,849 千円	
・ 生活扶助費等国庫負担金返還金						4,744 千円	
・ 介護扶助費等国庫負担金返還金						105 千円	

04 款 衛生費

01 項 保健衛生費

福祉保健課

02 目 予防費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財 源 内 訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1298 予防衛生一般事業	補正前の額	42,436	13,614	0	1,306	27,516	
	補正額	5,079	70	0	0	5,009	
	補正後の額	47,515	13,684	0	1,306	32,525	
<p>○ 事業説明</p> <ul style="list-style-type: none"> 飼い主のいない猫対策推進費補助金については、R6年6月の要綱改正により補助率10/10（上限10,000円）とし、本年10月末現在で24頭に施術を行った。相談、申請件数ともに増加傾向にあり、既予算の36頭では不足が見込まれるため、14頭分の追加補正予算を要求する。 令和5年度(令和4年度繰越分)新型コロナワクチン接種対策費国庫負担金、接種体制確保事業費国庫補助金及び感染症予防事業費国庫負担(補助)金の額確定による返還。 <p>○ 執行経費 5,079 千円</p> <ul style="list-style-type: none"> 負担金補助及び交付金 (@10,000円×14頭) 140 千円 償還金利子及び割引料 新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金返還金 2,275 千円 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金返還金 2,526 千円 感染症予防事業費等国庫負担(補助)金返還金 138 千円 <p>○ 財 源</p> <ul style="list-style-type: none"> 飼い主のいない猫対策推進費補助金(県1/2) 70 千円 							

06 款 農林水産業費

02 項 林業費

農 林 課

02 目 林業振興費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財 源 内 訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1183 森林保全総合対策事業	補正前の額	139,447	66,955	0	13,869	58,623	
	補正額	3,000	0	0	0	3,000	
	補正後の額	142,447	66,955	0	13,869	61,623	
<p>○ 事業説明</p> <p>日南町森林組合が開設している林業専用道大谷3号線(L=600m)において、以下の理由で工事費が増工された。</p> <ol style="list-style-type: none"> 土質が非常に悪く、良質土の入れ替えが必要となった。 調査の結果、路盤工の厚さを35cmから50cmへ変更となった。 <p>その結果、配分された補助金額内での施工が困難となり、地元への負担を強いることになるため、事業主体から日南町林業専用道新設改良補助金の要望があり、補正予算を要求するもの。</p> <p>【算定根拠】 事業主体 日南町森林組合 総事業費 26,077千円－国県補助金22,333千円＝地元負担額3,744千円 町補助事業による町の嵩上げ 3,744千円×90%＝3,369千円 ➡ 3,000千円 ※総事業費から国県補助金を除いた額に90%を乗じた額、若しくは3,000千円のいずれか低い額</p> <p>○ 執行経費</p> <ul style="list-style-type: none"> 負担金及び補助金 3,000 千円 日南町林業専用道新設改良事業費補助金 							

06 款 農林水産業費

02 項 林業費

農 林 課

03 目 林道費

(単位:千円)

	区 分	金 額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1489 林道維持管理事業	補正前の額	10,505	1,841	0	0	8,664	
	補 正 額	1,410	0	0	0	1,410	
	補正後の額	11,915	1,841	0	0	10,074	
<p>○ 事業説明</p> <p>令和6年11月豪雨災害(11/1~2)により、新たに林道維持管理事業箇所が増加となったため、必要経費を増額するもの。</p> <p>①落石撤去 500千円 令和6年11月豪雨災害(11/1~2)により林道船通山線で落石が発生し、自動車が通行不可となっているため早急に撤去を行うもの。</p> <p>②側溝清掃 910千円 令和6年11月豪雨災害(11/1~2)後、林道窓山線(新屋側)の側溝が土砂等により閉塞し、地元から周辺の水田に越流しているとの連絡があった。年度内に側溝清掃を行い、水田への被害防止を行うもの。</p> <p>○ 執行経費</p> <p>役務費 基幹林道維持管理 1,410 千円</p>							

06 款 農林水産業費

01 項 農業費

建 設 課

05 目 農地費

(単位:千円)

事 業 名	区 分	金 額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1113 農道等維持管理事業	補正前の額	25,771	8,000	0	0	17,771	
	補 正 額	6,050	5,000	0	0	1,050	
	補正後の額	31,821	13,000	0	0	18,821	
<p>○ 事業説明</p> <ul style="list-style-type: none"> 農道橋・トンネル照明電気料の実施見込みによる増額 農道維持工事(2工区)の実施見込みによる増額 農道橋点検・計画にかかる国庫補助金の配分増に伴う増額 <p>○ 執行経費</p> <ul style="list-style-type: none"> 需用費(電気料金) 実施見込額 270千円-既計上額220千円 50 千円 工事請負費(農道維持工事(2工区)) 実施見込額 15,000千円-既計上額 9,000千円 6,000 千円 <p>○ 財 源</p> <p>【国支出金】</p> <ul style="list-style-type: none"> 土地改良事業補助金(農道保全対策事業) 実施見込額13,000千円-既計上額8,000千円 5,000 千円 							

08 款 土木費

02 項 道路橋梁費

建設課

02 目 道路維持費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1118 道路維持管理事業	補正前の額	408,053	149,630	98,000	1,700	158,723	
	補正額	△ 13,150	△ 29,663	△ 4,700	0	21,213	
	補正後の額	394,903	119,967	93,300	1,700	179,936	
<p>○ 事業説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法面对策事業（木谷線）の交付金の配分に伴う事業計画の見直しによる減額 ・ 盛土対策事業（三国山線）の地質ボーリング調査において、支持層が想定より深い位置にあったため、ボーリング延長の追加に伴う増額 ・ 町道維持工事（6工区）の実施見込みによる増額 ・ 除雪機械購入（8t級ドーザ）の実績による減額 ・ 交付金の配分に伴う財源の精査による補正 <p>○ 執行経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委託料（建設改良） <ul style="list-style-type: none"> 実施見込額20,100千円-既計上額15,000千円 5,100千円 ・ 工事請負費 <ul style="list-style-type: none"> 木谷線法面对策工事 <ul style="list-style-type: none"> 実施見込額 50,000千円-既計上額80,000千円 △ 30,000千円 道路維持工事（6工区） <ul style="list-style-type: none"> 実施見込額 59,500千円-既計上額 40,000千円 19,500千円 ・ 備品購入費（8t級ドーザ） <ul style="list-style-type: none"> 実施見込額 15,950千円-既計上額 23,700千円 △ 7,750千円 <p>○ 財源</p> <p>【国支出金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災・安全交付金 <ul style="list-style-type: none"> 実施見込額33,737千円-既計上額63,400千円 △ 29,663千円 <p>【地方債】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 過疎債（ハード） <ul style="list-style-type: none"> 実施見込額93,300千円-既計上額98,000千円 △ 4,700千円 							

08 款 土木費

03 項 河川費

建設課

01 目 河川総務費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1121 河川総務一般管理事務	補正前の額	31,222	0	31,000	0	222	
	補正額	11,100	0	11,000	0	100	
	補正後の額	42,322	0	42,000	0	322	
<p>○ 事業説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 印賀地内普通河川釜ヶ谷川において、本年度、自治会・水利組合等から堆積土砂の掘削にかかる要望書が提出された。令和6年11月豪雨災害(11/1~2)においては河川が増水し、隣接農地へ越水した事案が発生した。また、河床掘削の財源となる起債が令和6年度までの事業であることから、補正予算で追加計上を行い、河道の確保に努める。 ・ その他、実施精査による補正 <p>○ 執行経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委託料 <ul style="list-style-type: none"> 二反田川護岸修繕事業 実施見込額 0千円-既計上額 3,500千円 △ 3,500 千円 釜ヶ谷川オオサンショウウオ生息調査 実施見込額 14,600千円 14,600 千円 ・ 工事請負費 <ul style="list-style-type: none"> 二反田川護岸修繕工事 実施見込額6,200千円-既計上額17,600千円 △ 11,400 千円 立石川河床掘削工事 実施見込額 3,000千円-既計上額5,100千円 △ 2,100 千円 稻荷川河床掘削工事 実施見込額5,500千円-既計上額5,000千円 500 千円 釜ヶ谷川河床掘削工事 実施見込額13,000千円 13,000 千円 <p>○ 財源</p> <p>【地方債】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急自然災害防止対策事業債 実施見込額6,100千円-既計上額21,000千円 △ 14,900 千円 ・ 緊急浚渫推進事業債 実施見込額35,900千円-既計上額10,000千円 25,900 千円 							

11 款 災害復旧費

01 項 農林水産施設災害復旧費

建設課

01 目 耕地災害復旧費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1125 耕地災害復旧事業	補正前の額	7,500	0	0	0	7,500	
	補正額	43,500	29,650	0	3,350	10,500	
	補正後の額	51,000	29,650	0	3,350	18,000	
<p>○ 事業説明 令和6年11月豪雨災害(11/1~2)による農地及び農業用施設災害復旧事業の補正 災害査定申請予定箇所数 農地 7箇所(下石見ほか) 農業用施設 5箇所(笠木ほか) 計 12箇所</p> <p>○ 執行経費 ・ 委託料 10,500 千円 実施見込額 18,000千円-既計上額 7,500千円 ・ 工事請負費 33,000 千円 農地 7箇所 17,000 千円 農業用施設 5箇所 16,000 千円</p> <p>○ 財源 【国県支出金】 農地災害復旧事業補助金 事業費17,000千円×85% 14,450 千円 農業用施設災害復旧事業補助金 事業費16,000千円×95% 15,200 千円 【その他】 地元負担金 事業費33,000千円-補助金29,650千円 3,350 千円</p>							

11 款 災害復旧費

02 項 公共土木施設災害復旧費

建設課

01 目 公共土木施設災害復旧費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1126 公共土木施設災害復旧事業	補正前の額	11,500	0	11,500	0	0	
	補正額	27,200	18,000	9,000	0	200	
	補正後の額	38,700	18,000	20,500	0	200	
<p>○ 事業説明 令和6年11月豪雨災害(11/1~2)による公共土木施設災害復旧事業の補正</p> <p>○ 執行経費 ・ 工事請負費 27,200 千円 災害査定申請予定箇所数 道路 1箇所(下石見 町道客線) 8,100 千円 河川 1箇所(下阿毘縁 普通河川深塔川) 19,100 千円</p> <p>○ 財源 【国支出金】 公共土木施設災害復旧事業補助金(補助率:2/3) 事業費27,000千円×2/3 18,000 千円 【地方債】 公共土木施設災害復旧債(補助災害) 事業費27,000千円-補助金18,000千円 9,000 千円</p>							

令和6年度 国民健康保険特別会計補正予算(第3号)説明資料

02 款 保険給付費

01 項 療養諸費

住民課

01 目 一般被保険者療養給付費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1076 保険給付事業	補正前の額	380,000	380,000	0	0	0	
	補正額	16,500	16,500	0	0	0	
	補正後の額	396,500	396,500	0	0	0	
<p>○ 事業説明 一般被保険者分療養給付費見込額増による増額</p> <p>○ 執行経費 負担金補助及び交付金 16,500 千円</p> <p>○ 財源 県支出金 保険給付費等交付金(普通交付金) 16,500 千円</p>							

07 款 諸支出金

01 項 償還金及び還付加算金

住民課

01 目 一般被保険者保険税還付金

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1092 保険税過誤納還付金管理	補正前の額	423	0	0	423	0	
	補正額	1,010	0	0	1,010	0	
	補正後の額	1,433	0	0	1,433	0	
<p>○ 事業説明 資格喪失長期未届者への還付発生による増額</p> <p>○ 執行経費 償還金利子及び割引料 1,010 千円</p> <p>○ 財源 前年度繰越金 1,010 千円</p>							

07 款 諸支出金

03 項 積立金

住民課

01 目 基金積立金

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1097 財政調整基金積立金管理	補正前の額	713	0	0	713	0	
	補正額	44,829	0	0	44,829	0	
	補正後の額	45,542	0	0	45,542	0	
<p>○ 事業説明 前年度繰越金発生による積立</p> <p>○ 執行経費 国保財政調整基金積立金 44,829 千円</p> <p>○ 財源 前年度繰越金 44,829 千円</p>							

令和6年度 介護保険特別会計補正予算(第2号)説明資料

02 款 保険給付費

01 項 介護サービス等諸費

福祉保健課

01 目 居宅介護サービス給付費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考										
			国県支出金	地方債	その他	一般財源											
1315 保険給付事務	補正前の額	167,810	73,794	0	71,874	22,142											
	補正額	9,288	3,483	0	4,645	1,160											
	補正後の額	177,098	77,277	0	76,519	23,302											
<p>○ 事業説明 居宅介護サービス給付費の年間見込み増による増額</p> <p>○ 執行経費 ・負担金補助及び交付金 9,288 千円</p> <p>○ 財源</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 80%;">介護給付費国庫負担金(国:施設等15/100、その他20/100)</td> <td style="text-align: right;">1,801 千円</td> </tr> <tr> <td>介護給付費財政調整交付金(国庫補助金)</td> <td style="text-align: right;">464 千円</td> </tr> <tr> <td>介護給付費県負担金(県:施設等17.5/100、その他12.5/100)</td> <td style="text-align: right;">1,218 千円</td> </tr> <tr> <td>支払基金介護給付費交付金(27/100)</td> <td style="text-align: right;">2,508 千円</td> </tr> <tr> <td>第1号保険料</td> <td style="text-align: right;">2,137 千円</td> </tr> </table>								介護給付費国庫負担金(国:施設等15/100、その他20/100)	1,801 千円	介護給付費財政調整交付金(国庫補助金)	464 千円	介護給付費県負担金(県:施設等17.5/100、その他12.5/100)	1,218 千円	支払基金介護給付費交付金(27/100)	2,508 千円	第1号保険料	2,137 千円
介護給付費国庫負担金(国:施設等15/100、その他20/100)	1,801 千円																
介護給付費財政調整交付金(国庫補助金)	464 千円																
介護給付費県負担金(県:施設等17.5/100、その他12.5/100)	1,218 千円																
支払基金介護給付費交付金(27/100)	2,508 千円																
第1号保険料	2,137 千円																

02 款 保険給付費

01 項 介護サービス等諸費

福祉保健課

07 目 居宅介護サービス計画給付費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考										
			国県支出金	地方債	その他	一般財源											
1321 保険給付事務	補正前の額	30,206	13,283	0	12,938	3,985											
	補正額	1,584	594	0	792	198											
	補正後の額	31,790	13,877	0	13,730	4,183											
<p>○ 事業説明 居宅介護サービス計画給付費の年間見込み増による増額</p> <p>○ 執行経費 ・負担金補助及び交付金 1,584 千円</p> <p>○ 財源</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 80%;">介護給付費国庫負担金(国:施設等以外20/100)</td> <td style="text-align: right;">317 千円</td> </tr> <tr> <td>介護給付費財政調整交付金(国庫補助金)</td> <td style="text-align: right;">79 千円</td> </tr> <tr> <td>介護給付費県負担金(県:施設等以外12.5/100)</td> <td style="text-align: right;">198 千円</td> </tr> <tr> <td>支払基金介護給付費交付金(27/100)</td> <td style="text-align: right;">428 千円</td> </tr> <tr> <td>第1号保険料</td> <td style="text-align: right;">364 千円</td> </tr> </table>								介護給付費国庫負担金(国:施設等以外20/100)	317 千円	介護給付費財政調整交付金(国庫補助金)	79 千円	介護給付費県負担金(県:施設等以外12.5/100)	198 千円	支払基金介護給付費交付金(27/100)	428 千円	第1号保険料	364 千円
介護給付費国庫負担金(国:施設等以外20/100)	317 千円																
介護給付費財政調整交付金(国庫補助金)	79 千円																
介護給付費県負担金(県:施設等以外12.5/100)	198 千円																
支払基金介護給付費交付金(27/100)	428 千円																
第1号保険料	364 千円																

02 款 保険給付費

01 項 介護サービス等諸費

福祉保健課

09 目 地域密着型介護サービス給付費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1425 保険給付事務	補正前の額	58,662	25,797	0	25,125	7,740	
	補正額	2,519	945	0	1,259	315	
	補正後の額	61,181	26,742	0	26,384	8,055	
<p>○ 事業説明 地域密着型介護サービス給付費の年間見込み増による増額</p> <p>○ 執行経費 ・負担金補助及び交付金 2,519 千円</p> <p>○ 財 源 介護給付費国庫負担金(国:施設等以外20/100) 504 千円 介護給付費財政調整交付金(国庫補助金) 126 千円 介護給付費県負担金(県:施設等以外12.5/100) 315 千円 支払基金介護給付費交付金(27/100) 680 千円 第1号保険料 579 千円</p>							

02 款 保険給付費

07 項 介護予防サービス等諸費

福祉保健課

01 目 介護予防サービス給付費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1427 保険給付事務	補正前の額	21,166	9,308	0	9,065	2,793	
	補正額	6,439	2,414	0	3,219	806	
	補正後の額	27,605	11,722	0	12,284	3,599	
<p>○ 事業説明 介護予防サービス給付費の年間見込み増による増額</p> <p>○ 執行経費 ・負担金補助及び交付金 6,439 千円</p> <p>○ 財 源 介護給付費国庫負担金(国:施設等15/100、その他20/100) 1,262 千円 介護給付費財政調整交付金(国庫補助金) 322 千円 介護給付費県負担金(県:施設等17.5/100、その他12.5/100) 830 千円 支払基金介護給付費交付金(27/100) 1,738 千円 第1号保険料 1,481 千円</p>							

02 款 保険給付費

07 項 介護予防サービス等諸費

福祉保健課

07 目 介護予防サービス計画給付費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1433 保険給付事務	補正前の額	6,076	2,672	0	2,602	802	
	補正額	1,186	445	0	593	148	
	補正後の額	7,262	3,117	0	3,195	950	
<p>○ 事業説明 介護予防サービス計画給付費の年間見込み増による増額</p> <p>○ 執行経費 ・負担金補助及び交付金 1,186 千円</p> <p>○ 財源 介護給付費国庫負担金(国:施設等以外20/100) 237 千円 介護給付費財政調整交付金(国庫補助金) 60 千円 介護給付費県負担金(県:施設等以外12.5/100) 148 千円 支払基金介護給付費交付金(27/100) 320 千円 第1号保険料 273 千円</p>							

05 款 地域支援事業費

01 項 介護予防・生活支援サービス事業費

福祉保健課

01 目 サービス事業費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1439 訪問型サービス事業	補正前の額	9,142	4,069	0	3,372	1,701	
	補正額	1,322	495	0	660	167	
	補正後の額	10,464	4,564	0	4,032	1,868	
<p>○ 事業説明 総合事業(訪問型)サービス費の年間見込み増による増額</p> <p>○ 執行経費 ・負担金補助及び交付金 1,322 千円</p> <p>○ 財源 地域支援事業国庫補助金(介護予防事業 20.0%+総合事業調整交付金) 330 千円 地域支援事業県補助金(介護予防事業 12.5%) 165 千円 地域支援事業支払基金交付金(介護予防事業 27%) 356 千円 第1号保険料 304 千円</p>							

令和6年度 日南町簡易水道事業会計（資本的収支）補正予算（第3号）説明資料

01 款 資本的支出

02 項 固定資産購入費

建設課

02 目 無形固定資産購入費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
無形固定資産購入費	補正前の額	0	0	0	0	0	
	補正額	6,974	2,324	0	0	4,650	
	補正後の額	6,974	2,324	0	0	4,650	
<p>○ 事業説明 水道施設管理システム（電子台帳）導入のため無形固定資産購入費を増額し令和7年度予定箇所を前倒して実施する。 事業計画 R4 下石見 R5 石見、福栄 R6 茶屋、花口、中石見、猪子原 R7 多里、笠木、白谷 R8 日野上、生山</p> <p>○ 執行経費 無形固定資産購入費 水道施設管理システム 6,974 千円</p> <p>○ 財源 鳥取県水道施設耐震化等補助金（国補助金） 補助率1/3 2,324 千円</p>							